

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
環境影響評価準備書
(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業
環境影響評価方法書

説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明

令和3年8月

横浜市

1 準備書並びに方法書に関する説明会の開催及び準備書並びに方法書の概要に関する周知結果

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業における環境影響評価準備書（以下、「準備書」とします。）及び（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業における環境影響評価方法書（以下、「方法書」とします。）に関する説明会の開催、及び準備書並びに方法書の概要に関する周知結果は以下のとおりです。

1.1 各住戸等へのポスティング

令和3年6月29日（火）から令和3年7月6日（火）までに各住戸へのポスティングにより、「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書 説明会開催のお知らせ」（別添資料1）、「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書の概要及び縦覧のお知らせ」（別添資料2）、「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書の概要及び縦覧のお知らせ」（別添資料3）を、表1-1及び図1-1に示す対象地域に配布しました。

なお、対象地域は、令和2年7月に実施された「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の環境影響評価方法書に関する説明会の対象地域と同様の地域としました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 1-1 準備書、並びに方法書に関する説明会開催等のお知らせの配布部数

区名	町丁名	周知方法（周知範囲）	配布部数
旭区	上川井町	各住戸等への ポスティング (対象地域)	1,698部
瀬谷区	瀬谷町		1,375部
	瀬谷二丁目		1,118部
	瀬谷三丁目		618部
	瀬谷四丁目		1,878部
	瀬谷五丁目		1,213部
	瀬谷六丁目		552部
	北町		155部
	五貫目町		1,241部
	目黒町		151部
	上瀬谷町		1,170部
	竹村町		466部
	中屋敷一丁目		503部
	中屋敷二丁目		182部
	中屋敷三丁目		10部
	本郷一丁目		1,224部
	本郷二丁目		1,458部
	本郷三丁目		1,155部
	本郷四丁目		342部
	御本町		72部
	相沢一丁目		645部
	相沢三丁目		594部
	相沢四丁目		629部
	相沢五丁目		604部
	相沢六丁目		540部
	相沢七丁目		748部
	中央		945部
	合計		

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

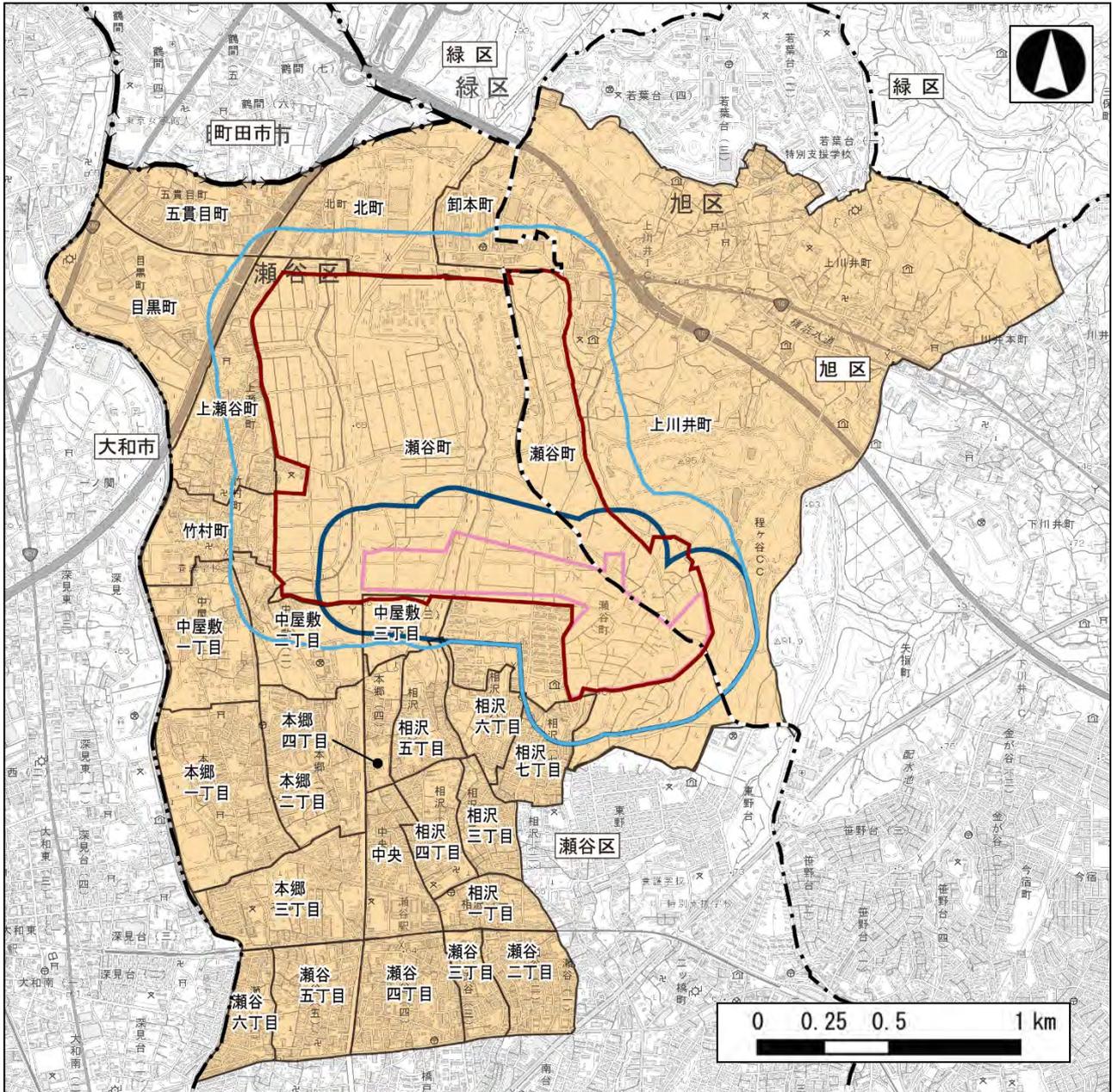


図 1-1 対象地域図

1.2 記者発表

令和3年6月25日（金）に「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書の縦覧及び説明会を開催します」（別添資料4）、及び「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を開催します」（別添資料5）の内容で、縦覧及び説明会の開催について記者発表をしました。

1.3 動画配信

令和3年7月9日（金）午前9時から8月10日（火）午後5時まで、インターネット上に準備書並びに方法書の概要に関する説明動画を配信しました。配信内容は説明会の内容と同様のものになりました。

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書

<https://www.youtube.com/watch?v=Pb30nbeQ-BQ>

（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書

<https://www.youtube.com/watch?v=Xsrqhtx4law>

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

2 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明

2.1 説明会の開催状況

説明会は、表 2-1 に示す日時で計 3 回開催し、準備書並びに方法書の概要を参加者に説明しました。

表 2-1 方法書に関する説明会の開催結果

回	開催日時	開場	参加人数
第 1 回	令和 3 年 7 月 16 日 (金) 18:00~19:45	瀬谷公会堂 (瀬谷区二ツ橋町 190 番地)	50 名
第 2 回	令和 3 年 7 月 17 日 (土) 18:00~20:00	瀬谷公会堂 (瀬谷区二ツ橋町 190 番地)	29 名
第 3 回	令和 3 年 7 月 19 日 (月) 18:00~19:15	旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地 12)	25 名
合計			104 名

2.2 説明会における質疑、意見の概要及び事業者の説明

各開催日の質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 2-2～表 2-3 に示すとおりです。

整理に当たっては、発言順とし、事業区分、項目を設けました。なお、事業区分は、両事業共通する質疑・意見は「共通」、「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」に関する質疑・意見は「区画整理」、「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」に関する質疑・意見は「公園」、その他事項については「その他」としました。

表 2-2 (1) 説明会 (第 1 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	区画整理	事業計画	各河川の流域の図 (流域の状況) が描いてありますが、この流域に対して疑問があります。相沢川の流域が、地形から考えて不当に狭いのではないかと思います。上瀬谷地区の草原の水がどこに流れているか詳しく知りませんが、大門川流域のエリアが、相沢川のすぐ近くまで、はみ出している意味がわかりません。	現状、対象事業実施区域内は、大門川、相沢川、堀谷戸川、和泉川、矢指川の 5 つの流域がまたがっています。図中の流域の大きさは現況を示したものです。
	区画整理	その他の水環境 (河川の形態、流量)	相沢川の流量について、大変心配しています。現在、相沢川の両側は、谷戸やきれいな畑が広がっています。雨が降った時は、そこで水を受け止めていると思います。相沢川流域は、観光用地、あるいは物流用地として、コンクリートで覆うと思います。そうしたら、雨水は全部、相沢川に流れ込みます。それはとても不安です。 相沢川は暗渠化、調整池は地下と書いてあります。川の流量が増えたとしても、私たちにはわかりません。下流に住んでいる私たちのところに、水が大量にきた時点でわかるということです。 川の治水に関してしっかりと考えていただきたいと思います。	基本的に、計画地内に降った雨は、一度全て調整池に入る計画です。調整池に入った水は、最終的に相沢川に流れますが、調整池の出口で流れる量を規制し、下流には影響がないよう考えています。 また、降った雨が全部流れるわけではなく、歩道等は透水性舗装を、道路には植栽柵を造ることで地下へ雨水を浸透させる計画です。 なお、工事中、工事後、どんな影響があったか、事後調査を計画しています。 相沢川は暗渠化しますが、下流には影響しないまちづくりを進めていきたいと考えています。
	区画整理	その他の水環境 (河川の形態、流量)	調整池や河川の流量は、毎回調べるのですか。	毎回調査するというものではありません。工事中、事後調査、共に、時期を決めて実施します。

表 2-2(2) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
B	区画整理	土壌汚染	<p>国有地部分について、防衛省の調査で、鉛等、国の基準を超える特定有害物質が56か所検出されたということですが、このままにしておけば将来に禍根を残します。汚染土壌を2mの範囲で全量場外排出するのが、当然だと思いますし、ぜひその立場で実施していただきたいです。</p> <p>汚染土壌を排出する主体は、本来は防衛省ではないかと思いますが、防衛省は、人体に影響がなければコンクリート等で覆う対策もあり得る、と言っています。それでは本当に困ります。横浜市には、全量場外へ排出するという立場で、防衛省にあたっていただきたいです。</p>	<p>土壌汚染対策については、国に対応を求めています。ただし、スケジュール上、区画整理事業着手時に土壌汚染がある場合については、横浜市が対応する可能性もあります。横浜市が実施する場合も汚染土壌の撤去費用は、国に負担を求めていくというスタンスは変わりません。</p> <p>「全量場外排出」については、土壌汚染対策法に基づき、将来土地利用に影響のない対策を、検討していきます。</p>
	区画整理	事業計画	<p>跡地の半分以上が、観光・賑わいゾーン、テーマパークだということですが、新聞等では、「相鉄ホールディングスがテーマパーク開発構想を断念し、三菱地所が新たに対応することになった」と報道されています。1,500万人の来場を想定する、ディズニーランド級のテーマパーク構想に変わりはないのでしょうか。改めて、見直すべきではないかと考えます。</p>	<p>地権者で構成する、まちづくり協議会で、企業提案会を行ったのですが、その中で複数の企業がテーマパークを提案しています。まちづくり協議会として、テーマパークを行っていくという考え方に変更はありません。市としても、土地利用計画でも位置付けましたが、テーマパークを核としたまちづくりを進めていくという考えに、現時点で変更はありません。</p>

表 2-2(3) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	区画整理	土壌汚染	<p>土壌汚染の専門家から、お話を聞く機会がありました。「今の日本の土壌汚染対策法は、1970年代の公害が次々と起きた時代に、緩い基準に改悪されている。今なら、上に何も建っていないので、簡単に除去対策はできる。一旦、コンクリートで埋めてしまえば、永遠に汚染物質は残ってしまう」ということでした。</p> <p>「環境保全措置」の「造成工事の内容を踏まえた適切な措置」では、直接表土を剥がさないところは、コンクリートで覆うこととなります。この周辺には和泉川の源流があるのではないかと認識していましたので、川への流出や、様々な形で人体への影響が、大変心配されます。適切な措置は、あくまでも土壌汚染対策法に基づき、用途によっては埋めてしまう、ということではなく、将来の為にも掘削除去していただきたいと重ねてお願いします。</p>	<p>今の段階では、まだ国に汚染土壌の処理をお願いしている立場なので、市で実施する時には「掘削除去をお願いしたい」というご意見として承らせていただきます。</p>
	区画整理	事業計画	<p>上瀬谷基地は、長い間、地元住民への迷惑設備としてあり、電波障害等様々な障害を受けてきました。跡地は、横浜市民、旭区民、瀬谷区民の財産でもあります。</p> <p>瀬谷は病院が足りなく、ワクチン接種をしてもらえるような病院がととても少ないです。</p> <p>今後、地域で一体何が望まれるのか、地元住民の要望を聞いていただいて、アフターコロナ、ウィズコロナも展望した計画をお願いしたいと思います。</p>	<p>上瀬谷のまちづくりの計画は、地権者で構成する、まちづくり協議会と協議をしてきました。そして、市民の皆様からもご意見を伺いながら、昨年3月に土地利用基本計画を策定しました。現時点では、「観光・賑わい」、「農業振興」、「公園・防災（公益的施設用地）」、「物流」、この4つの地区で変更はございません。</p> <p>ただ、ご指摘のように時代も変わってきたということもございます。今後も社会情勢等を踏まえながら、まちづくりの検討をしっかりと進めていきたいと考えています。</p>

表 2-2(4) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	その他	新交通	<p>以前の説明会で紛糾した、都市交通の新しい整備、鉄道を造る話が、今回ありませんでした。スケジュールでは、着工が来年度になっていますが、前回あれだけ皆が反対したのに、まだ残っているのですか。今回、全然触れなかったことが、とても気になります。</p>	<p>前回の説明会は、土地区画整理事業の方法書と新交通の方法書、同時に説明を行いました。今回は、土地区画整理事業と公園整備事業の環境影響評価手続きの説明になっています。土地区画整理事業は、今回、計画がまとまったということで、準備書の手続きに入っているとあります。</p> <p>新交通については、計画がまとまった段階で、準備書の手続きに入っていく、改めて説明会を行う予定です。（区画整理事業者より説明）</p>
E	区画整理	事業計画	<p>海軍道路（環状4号線）の拡幅ですが、4車線になるのは、計画地だけで、その下（南側）の瀬谷駅に至る部分を4車線化する話ではないのでしょうか。</p>	<p>4車線化、拡幅する区間は、計画地の中だけです。</p>
	区画整理	施工計画	<p>工事中、主にトラックは、一日最大何台くらい出入りして、メイン道路はどこになるか、お聞きしたいと思います。</p>	<p>工事用車両の台数は、ピークの時には1日で片道約900台走ると想定して計算しています。</p> <p>メインの道路は、海軍道路から北側に抜けて、八王子街道の目黒交番前交差点のところを東側、西側、北側へ分かれて走っていくと想定しています。</p>
F	区画整理	騒音	<p>騒音問題については、これから全体的に音が大きくなると思うのですが。</p>	<p>お住いの場所からは、調査地点 No. 5 が近いと思います。現地調査が、平日で67の騒音レベル、将来の予測結果は67.2と、若干、今より数値が上がると予測しています。</p>
	その他	不法投棄	<p>前から何回も言っていますが、不法投棄が多くて、夜中も不法駐車、バイク、トラック、車を置いていくというトラブルがずっと起きています。</p> <p>何回か偉い方が見学に来て、調査もしていると思いますが、現在も変わっておりません。</p>	<p>不法投棄については、関係する部署や国にも伝え、協力しながら対応していきたいと思っています。</p>

表 2-2(5) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	その他	その他 (現地)	瀬谷中から現場まで歩いた人はいるか。	皆、一度は歩いたことがあると思います。
	その他	国際園芸博	国際園芸博覧会が開催された場合、一日に現場に訪れる人が、最高で何名か、平均で何名か、最低で何名か、推測されている数字を教えてください。	今回は、土地区画整理事業、将来のまちづくりに関係する環境影響評価なので、国際園芸博覧会については、来場者数の予測自体行っておりません。(区画整理事業者より説明)
	その他	新交通	都市高速鉄道が工事の中に入っていますが、報道によると、相鉄は手を引いたという話がありますがいかがですか。	今回は、土地区画整理事業と公園整備事業の説明です。都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業は、今回説明する環境影響評価とは別事業です。資料3ページの記載(今後のスケジュール)は、関連事業ということで都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業を載せています。(区画整理事業者より説明)
	区画整理	人と自然との触れ合いの活動の場	配布資料8ページ、9ページの「適正な規模の施設」、「事業者の実行可能な範囲」、「汚染土壌の適切な措置」という表現について、「適切な」という言葉が、あちこちに出てきますが、数値で表現できないのですか。	例えば、「水の汚れ」の「適正な規模の仮設調整池」については、資料2ページの表(調整池の容量及び集水区域面積)に記載しています。これだけの調整池を設けることによって、適切に「低減が図れる」と評価しています。全てではありませんが、数値で表せるところは、数値で表しています。
	区画整理	その他 (表現)	配布資料12ページの「工事車両の運行」の「環境保全措置」の説明の中で、「安全運行の啓蒙」と書いてありますが、この「啓蒙」という2文字は差別用語で、中央官庁では、今は使っていません。横浜市は使っているのですか。	「啓蒙」の言い方が適切か調査し、適切でない場合は、今後の手続きの中で修正します。
H	区画整理	人と自然との触れ合いの活動の場	配布資料12ページの「人と自然との触れ合いの活動の場」で「鎌倉古道」という表現をされていますが、平仮名の「かまくらみち」という場所を指していると思います。「鎌倉古道」ではなく「かまくらみち」に変えて欲しいと思います。	「鎌倉古道 北コース」「鎌倉古道 南コース」という名称で登録されているコースです。実際の「かまくらみち」とは、意味合いが異なります。

表 2-2(6) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
I	公園	事業計画	国際園芸博覧会後の公園に、今からインパクトのある名前を考えておいたほうがいいと思います。東京の立川に「昭和の森公園」（昭和記念公園）というのがあり、県外からもたくさん人が集まっています。そこで、「平成の森」という名前を取って置いたらどうでしょうか。	公園の名称については、これから皆様ともご相談をさせていただきながら、また、どういったものが相応しいかも、市の内部で検討させていただいて、今後検討していく予定です。インパクトのある名前、ということで、ご意見を頂戴しましたので、今後の参考にさせていただきます。
	区画整理	温室効果ガス	今日の説明はほとんどが工事中の環境対策ですが、今、一番問題になっているのは、地球温暖化にどう立ち向かうかということです。この計画も、地球温暖化に対してどうプラスするのか、工事中はさることながら、工事後、これだけ緑地が増えて、このように寄与するのだという話を聞きたいと思います。	今回、区画整理事業においては、建設機械の稼働や工事車両の走行によって、どれだけCO ₂ が発生するか予測を行っており（資料12ページ）、CO ₂ を極力減らす方向で考えています。また、「グリーンインフラ」（資料3ページ）を上瀬谷のまちづくりとして打ち出しています。例えば、緑をたくさん残していく、透水性・保水性舗装を活用し、減災・防災に資する取組を行っていく、といった計画を検討しているところです。
A (再質問)	区画整理	事業計画	土地利用面積について、「国有地、市有地をあわせて54%」と報道で見ました。この土地利用計画を見ると、道路、調整池、交通施設用地、公益的施設用地をあわせて、およそ33%です。物流地区をあわせても43%程度で、54%とはかなり数字が違うと思います。割合で考えれば、もう少し緑の地域や公園用地を増やせるのではないのでしょうか。国有地、市有地は、私たち国民全体が地権者ですので、きちんと割合通りで計画を立てていただきたいと思います。この計画における、各計画地区で国有地や市有地の割合を教えてくださいたいです。	国有地、市有地等の割合については、約242haという基地の面積のうち、国有地が110ha、市有地が約22ha、民有地が110haで、質問の通りと思います。ただ、この事業は、区画整理事業ということで土地を皆さんに提供していただきながら進めていくという事業です。実際に国有地や市有地をどこに配置していくかということについては、決まっていない状況ですが、基本的に国有地、市有地は、ご質問にあった通り、公園、交通施設用地等に優先的に充てていく予定です。最終的に国有地がどこにいくかということは今後、換地設計などを進めていく中で、配置が決まっていくこととなります。

表 2-3(1) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	区画整理	事業計画	<p>2月の公聴会（書面）で意見書を提出し、5つの質問をしましたが、包括的な一括した回答になっており不満足です。担当者と話したら、この次に環境評価という場もありますから、そのときに質問してくださいと言われました。改めて5つの質問をしますので個別にお答え願いたいと思います。</p> <p>地権者の生活再建が土地区画整理事業の課題の第一に掲げられている理由を教えてください。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設の地権者の方々は、戦後70年間にわたり土地利用が制限されてきました。例えば農地であれば、ビニールハウスが設置できない、高さの制限が加わるなどです。このような制限されてきた地権者の方々の思いを踏まえ、旧上瀬谷通信施設のインフラ整備をしっかりと行い、地権者の皆様の意向、例えば農地をやっていききたい、土地活用をやっていききたいなどの意向に沿った整備を実施していくことが第一だと考えております。</p>
		事業計画	<p>横浜市は地権者の生活再建のためにこれまで具体的に何を実行してきたのか。また、今後、何を実行しようとしているのか、教えてください。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設では戦後70年間、インフラ整備も何もできず、道路の整備や水道も引けないという状況でしたので、まずはインフラ整備をしっかりと行っていくということで、今回、区画整理を実施します。生活再建をしていくために、まずは区画整理を実施し、その中で地権者の意向を踏まえたまちづくりを行っていかうと考えています。</p>
		事業計画	<p>そもそも、横浜市はどのような生活再建が必要だと考えているのでしょうか。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設の45%の土地については、地権者の方がいますので、地権者の皆様と意見交換をしっかりと行い、皆様の意向を踏まえながら、まちづくりを検討していかうと考えているところです。例えば農地を継続したい方については農業振興、土地活用を行っていききたい方については土地活用という形で旧上瀬谷通信施設のまちづくりを考え、生活再建を守っていかうと考えています。</p>
		事業計画	<p>早期の生活再建が必要と言いますが、どのような状況になったら再建ができたかと判断するのでしょうか。その達成理由と根拠を示していただけます。</p>	<p>戦後70年間、土地利用がかなり制限されてきた経緯があることから、まず地権者の皆様の意向がどれだけ反映できるか、反映したことによって、旧上瀬谷通信施設の土地利用が将来どうなるかが分かった段階でお示しできるのではないかと考えております。地権者の実施したいことが実現できたら良いと考えています。</p>

表 2-3(2) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	区画整理	事業計画	<p>テーマパークの誘致と建設が地権者の生活再建となると考えているのでしょうか。その場合の生活再建と言える根拠は何かを示していただきたいです。</p>	<p>観光・賑わい地区は、テーマパークを中心とした土地利用を計画しており、地権者の皆様が話し合い、検討を深度化してきました。本市としましては、旧上瀬谷通信施設は郊外部の新たな活性化拠点を目指していくという方針ですので、地権者の皆様の考えと合致していることから、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定し、観光・賑わい地区を位置づけたところです。今後も、この土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の実現に向けて、インフラ整備を進めながらまちづくりを進めていくことが必要だと考えています。基盤整備を実施することによって地権者だけでなく、市民の方々の発展や、上瀬谷のまちづくりが円滑に進むと考えています。</p>
B	区画整理	土壌汚染	<p>本日の説明で、防衛省が明らかにした56か所もある汚染土壌を、市では「法律に基づいて処理します」とおっしゃっていましたが、専門家の皆様や県の意見書でも市民の納得のいく形で安心・安全をきちんと保証するという説明が必要だと言われていたと思います。その意味で、今日の説明だけでは十分な説明になっていないと思います。様々な計画を進めていく上で、全ての土壌汚染を完全除去することを大前提にすべきだと思います。そうしないと安心・安全な計画は進んでいかないのではないのでしょうか。</p> <p>土壌汚染問題は防衛省とも国とも関係し、将来的には民間の事業者も巻き込んだ計画を進めようとしているように感じられるのですが、本来ならば国と、跡地計画を推進する横浜市の両者できちんと協議をして、最初に土壌汚染の処理問題について、スケジュールや誰が汚染土壌の処理を実施するのかを市民に分かりやすく説明し、責任持って安心・安全を保証してくれる状況をつくるべきだと思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>国に関係する土壌汚染については、国に撤去を求めていくスタンスは変わっていません。ただ、スケジュールの関係で、土地区画整理事業で来年度以降、工事に着手する予定をしていますので、工事着手段階で土壌汚染物質が残っており、撤去等の必要がある場合には土壌汚染対策法に基づいて、市が撤去や封じ込めを実施することも考えられます。</p> <p>区画整理事業で処理したとしても汚染土壌の処理費用は、国に関係するものについては、国に負担を求めていくというスタンスは変わりありません。</p> <p>また、処理方法については、将来の土地利用に基づき検討します。具体的には、農業振興、観光・賑わい、公園などの土地利用を検討していますので、これらの将来の土地利用を考慮し、土壌汚染対策法に基づき適切な対応を検討していきます。</p>

表 2-3(3) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	区画整理	土壌汚染	<p>予測評価では問題ないという話でしたが、データは公開されていますか。今の話の中では根拠になるデータが示されていないので、私達には予測評価の妥当性を理解できません。測定の仕方や予測結果の出し方など根拠となるデータはどこに行けば縦覧できますか。</p>	<p>本日お配りしたチラシに加え、環境影響評価準備書という冊子を公表しています。根拠となる数値は、準備書の本編及び資料編に載せて公開しています。準備書の内容はインターネットで全て見ることができます。</p>
		土壌汚染	<p>防衛省が30区間で土壌汚染を調査し、56か所で汚染が見つっていますが、問題は深度ではなく幅です。ボーリング調査を実施し、区画ごとに深度方向のデータを出していると思います。特に鉛の場合は、おそらく上のほうに溜まっているというのは専門家なら誰でも考えることですが、横にも広がっているという結果ですので、3分の1くらいの土壌を除去しなければいけないと思います。</p>	<p>区画整理事業では切土・盛土工事を実施しますので、汚染土壌の処理については、計画を策定した段階で関係する部署としっかり協議していきます。協議した上で、どのような対策を実施していくのか、これからまとめていくところです。現段階では、土壌汚染対策法に基づいて処理していくということしか言えませんが、横浜市の環境創造局の関係する部署と協議をした上で、法律に基づき、掘削除去するのか、封じ込めをするのか、将来の土地利用を踏まえて、これから調整していくところです。</p>
		土壌汚染	<p>一般的に、鉛は溶出試験で出てくるのが非常に少ない項目ですが、農業ゾーンの溶出試験では、かなり高濃度な鉛が見つかっており、この場所はおそらく相当、様々な形で汚染されていると考えられます。周辺を全て面にわたって調査しなければ、次の汚染土壌の処理や工事に着手できないはずですが、追加調査を実施することが説明の中にないので、防衛省の出したボーリング調査に基づいて処理するだけになっていると思います。面的に調査・除去しなければ汚染土壌を全部撤去できなくなると思います。</p> <p>土壌汚染対策法で、昔は掘削、最近では覆土で処理するとなっていますが、建物を建てると全部掘り返し、杭を打つこととなりますので、覆土したとしても汚染土壌を全て除去しない限りは拡散してしまうと思います。汚染土壌の処理方法について、どのような形が考えられているのか、先ほどの説明では抽象的で分からなかったなので、教えていただきたいです。</p>	

表 2-3(4) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	区画整理	事業計画	<p>配布頂いた冊子「土地区画整理事業環境影響評価準備書の概要及び縦覧のお知らせ」の2ページ目に「大門川と相沢川につきましては切り回しを行って改修する」とありますが、暗渠化され、調整池を造るということかと思えます。大門川は、暗渠化のかなり下流のほうに調整池5と調整池6を造り、相沢川については、切り回しが大きく曲がって調整池1を造る計画ですが、治水の関係から考えると、暗渠化するところで水があふれたりしないかと不安を感じます。調整池の位置がこの場所で問題ないと判断をされた根拠などがあれば教えていただきたいです。</p>	<p>上瀬谷の開発を行う場合、必要な調整池の容量については、関係部署と協議をしながら決めていく形になりますが、降った雨が流れ出し下流に影響しないような調整池を検討しており、2ページに示したとおり、容量を設定しているところです。</p> <p>暗渠化については、下水道計画に基づいて実施していく予定ですが、基本的には計画地に降った雨は、全て一度、調整池を経由します。なお、河川の排出については下流に影響しないよう調整池を経由した上で、流量を絞って排出する計画です。</p>

表 2-3(5) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	区画整理	事業計画	<p>2020年3月に土地利用基本計画を作成し、旧上瀬谷通信施設の土地利用として花博やテーマパークを想定しているかと思えます。花博については、今、国際園芸家協会（AIPH）から承認を得ていて、保証金15万ユーロ、日本円で2000万円、ライセンス料60万ユーロ、日本円で7900万円を払わなければならない状況で、来年度の6月に国際博覧会事務局（BIE）に正式に申請をするような手順になっているかと思えます。現在、花博の保証金等は約1億円ですが、ハンドワークするのにも運営費が360億円、会場建設費が320億円で、予算的には土地区画整理事業が153億円、都市公園整備事業が250億円、道路整備に80億円、新交通に700億円で合計1183億円ぐらいが見込まれています。新聞報道では、8月22日に行われる横浜市長選の候補者が、上瀬谷は花博やテーマパークではなく、医療や保健、高齢者福祉などの拠点を考えたいとおっしゃっています。また、花博は一時的ですが、テーマパークは、超高齢化の時代に高齢者が来ないと流行らないのではないかと危惧しています。そう考えると、今、環境影響評価の準備書を公表し、土地利用計画に基づいて土地区画整理を来年度から実施する予定となっていますが、市長選の結果によっては方針転換で上瀬谷の土地利用がガラッと変わってしまう可能性が十分考えられます。それを踏まえて、今、横浜市でスケジュールや土地利用の方針について考えていることがあればお教えいただきたいです。</p>	<p>園芸博は、6月22日に閣議了解をして、国の方で「国際園芸博覧会の開催に向けた準備を進めます」と記者発表し、BIEの申請等の準備を進めているところで、今後も国の方で手続きを進めていく予定です。</p> <p>上瀬谷まちづくりについては、区画整理事業は基本的に今の段階では計画どおり進めていくことで考えており、2027年の園芸博に向けて、しっかりまちづくりに取り組んでいく予定です。</p>

表 2-3(6) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	公園	説明会（配布資料）	区画整理事業では資料が説明と同じでしたが、公園事業の方は区画整理事業と内容が被っているからなのか、説明されているものと配布資料の内容がかけ離れている感じがしました。なぜ資料が整っていなかったのか、お聞きしたいです。	公園整備事業は方法書を提出した段階、区画整理事業は準備書を提出した段階です。方法書は、どのような方法で環境評価を実施していくかという内容を記載しているものです。そのため、区画整理事業と比べて記載の内容が違ってくるものです。 また、お配りしたチラシは本日の説明資料の抜粋となっており、本編全てについてはホームページ等で公表しています。
	区画整理	土壌汚染	防衛省の土壌汚染調査では私有地においても20か所の汚染土壌箇所が公表されていますが、その処理については、この説明会で何の説明もされていません。私有地なので、公表すると土地の地権者の風評被害にも関わることからということですが、区画整理事業は242ヘクタール全体を一体のものとして、国有地と私有地をゾーニングし、様々な人が利用することになります。その際、私有地の中の汚染土壌の部分を曖昧にすることは、問題ではないでしょうか。なぜ、そこに触れないのかお聞きしたいです。	私有地の土壌汚染については、本日の説明や配布した資料にはありませんが、環境影響評価準備書に記載しています。土壌汚染の場所の特定は記載していませんが、土壌汚染が20区画出ていることや、対策を行った場合に予想される影響などについては全て記載していますので、準備書を見ていただければと思います。 私有地についても、汚染土壌の処理は土壌汚染対策法に基づき、除去もしくは封じ込めという形で対応していきたいと考えています。
	区画整理	事業計画	私有地は全体面積の45%、市有地が10%で、残り45%は国有地ですから、当然、市民の要求を土地利用計画に網羅して当たり前だと思いますが、そのことが全く触れられないのは問題だと思います。	国有地については、区画整理を実施し、公共用地を中心に配置していくことを考えています。具体的には今後検討を進めて、どこに国有地が配置されるか決めていきます。

表 2-3(7) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
F	共通	事業計画	<p>みどりの賑わい・レクリエーションエリア、みどりの発信エリア、みどりの実践エリアと様々なエリアが計画されていますが、この計画は全て人の都合で建物やゾーンを造りますというように書かれているような気がします。生き物にも生存権があるのに、この計画は人の都合、人の勝手に作られていて、生き物の側に立った意見が全く見えてきません。これほど広大な面積、市民の森がつながると広大な緑があるので、目玉として大自然公園やサンクチュアリー、自然保護区というものを考えられているのか、今日ご説明があった計画に含まれているのか、あるいはこれから提言して下さるのか教えていただきたいです。</p> <p>文章には、「緑の創造」など美辞麗句が書かれていますが、本当の意味での自然保護をどう考えるか、今後、提言して下さるのか説明してください。</p>	<p>今回、上瀬谷 242 ヘクタールの開発を行っていく上で、現在の自然環境は非常に重要だと思っています。現在のの上瀬谷の自然環境については、事業を実施するにあたり、全てのエリアで様々な調査を実施し、その中で、貴重な生き物や希少な動物・植物などが見つかりました。その調査結果を踏まえて、事業影響の予測評価を行いました。開発をするにあたって、どうしてもなくなってしまう自然環境はありますので、それに代わる代償措置をどこでどのように実施していくか検討しているところです。代償措置を実施することによって、今後も、この上瀬谷に合った、動物・植物が生息可能な環境を少しでも残していこうと考えています。</p> <p>具体的な内容については、赤丸で示した2か所（相沢川、和泉川周辺）でどのような代償措置が実施できるかを今後しっかり検討していきたいと考えています。また、この2か所だけでなく、道路沿道の緑の整備や市民の森との連携もありますので、今後、皆様の御意見を踏まえながら、具体的に検討していきます。（区画整理事業者より説明）</p>

表 2-3(8) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	共通	事業計画	<p>旧上瀬谷通信施設の中で生き物観察や相沢川水系で冬みず田んぼをしています。旧上瀬谷通信施設は非常に素晴らしい自然環境を持った場所ですので、ぜひそれを生かしていく形で使っていたきたいと思います。特に生態系をつくっていく際に水は決定的に大事です。畑と水田では生態系の豊かさが全く違います。今まで旧上瀬谷通信施設の生態系がすばらしかったのは水によるものが非常に多いと思います。今回示された事業計画は、地上に開かれた形の貯水池が余りにも少ないのではないのでしょうか。可能であれば、相沢川をもっとグリーンインフラとして活用していただけないのでしょうか。</p> <p>田んぼは単にお米を作る機能だけでなく、様々な生物の生息環境や環境教育のフィールドにもなっています。現在、田んぼのある場所は賑わいゾーンの中に含まれていますが、相沢川の上流域は何とか残せないのでしょうか。そのまま残せば、瀬谷の自然の博物館のようになると思います。</p> <p>また、旧上瀬谷通信施設は海拔70mほどで、ここで醸成される地下水の流れは瀬谷区全体に広がっていると思います。20年ほど前の災害用井戸計画で契約してくださっている家庭が200近くありますが、その災害用井戸に旧上瀬谷通信施設から水が行っているはずですが、今、気候変動が地球全体を覆っており、上水道が途絶えてしまうことは考えられないことではありません。そういう意味でも区民の安全のために、もっと水環境を考えていただきたいです。</p> <p>表面水についても、和泉川の水位を10年ほど毎日測っていますが、非常に不安定になっています。和泉川に水を供給しているのは100%近く瀬谷市民の森からの湧水ですので、森や湧水、地上に空いている貯水池を大事にしていきたいです。</p>	<p>お配りした資料の10ページに示している観光・賑わい地区については、相沢川的环境を残すことは難しいと考えています。そのため、赤丸で囲った「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出」という箇所にも少しでも水辺空間を残せないか、公園と一緒に検討していきたいと考えています。（区画整理事業者より説明）</p>

表 2-3(9) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
H	区画整理	生態系	<p>「外来種の拡大抑制」という記載がありますが、そこには植物や生態系があると思います。先ほど人が造った自然、人の手が入った自然というような発言がありましたが、現状は米軍がなくなってから人の手がほとんど入っていない状態で、単なる荒地になっています。「動物」のところに印がついていませんが、元々いなかったアライグマやハクビシンなどの害獣被害が非常にひどくなっています。作物を作っている方や近隣に住まわれている方は、屋根裏に入り込んでしまったなどの被害が出てきていますが、その辺は調査対象にはならないのでしょうか。里山にしても、人の手が入っているから環境が維持できる、そうでなければ原生林か荒地になってしまうので、害獣被害や人による環境の維持管理についても検討していただければと思います。</p>	<p>外来種については、現地調査の調査対象として把握しております。</p>
C (再質問)	区画整理	土壌汚染	<p>9ページの「9. 土壌汚染」のところで「汚染土壌(ほぐし)」という文章があるのですが、この「ほぐし」というのは一体、何を意味しているのでしょうか。</p>	<p>地面に埋まっているときは地山と言いますが、地山は掘ったときに膨れるので、それをほぐしたときの量がいくつかという形で記載しています。例えば、1 m³の場合、掘ったら1.3 m³になるなど、かさが増えることを「ほぐし」という形で表現しています。</p>
	区画整理	施工計画	<p>2ページの造成工事のところで、盛土・切土を行わない箇所についても整地を行って、全改変という話ですが、具体的などころがよく分からなかったなので、説明していただきたいです。赤い部分と黄色い部分に「盛土」と「切土」と書いていますが、何を意味しているのでしょうか。</p>	<p>切土・盛土については、旧上瀬谷通信施設の原地盤や将来道路等を考慮し、黄色い部分が削る箇所、赤い部分が盛る箇所を示しています。</p>

表 2-3(10) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C (再質問)	区画整理	その他 (準備書の貸出)	<p>準備書が公表されていますが、時間をかけなければ全ての内容を見ることができないので、図書館で全て閲覧するのは難しいです。できれば1冊頂けませんか。そうすれば、全部見て意見を出せます。</p> <p>各委員など様々なところで配っているのに、なぜ必要な人に配らないのですか。</p> <p>どこで貸出できるのですか。</p>	<p>準備書はホームページで公開しています。図書館等でも閲覧することができます。</p> <p>また、横浜市環境影響評価課に問合せいただければ、閲覧・貸出可能という形になっています。</p>
A (再質問)	共通	説明会	<p>今回の説明会の感想を述べさせていただきます。最初の区画整理事業の説明は、「お示ししている環境保全措置が図られていることから低減されていると思います」が何回も繰り返されており、気持ちが伝わらなかったです。公園事業の説明の方が、「環境評価のためのサンプリングはここでやります」など、調査はこれから実施しますが、どのような方法で調査するかイメージできました。公園事業の表現の方が意味が通じやすいのではないかと感じましたので、説明の仕方考えた方が良いのではないかと思います。</p>	<p>説明の方法については、今後検討させていただきます。(区画整理事業者より説明)</p>

表 2-3(11) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A (再質問)	共通	事業計画	<p>賑わいゾーンが中央に据えられ、公園が南側の配置に変わっています。近隣住民としては、災害があった際の避難場所が広域避難場所に設定されていることが大事なのですが、それが東の隅の方に置かれたのは非常に不愉快に感じます。今回示された計画では、公園部分が南に狭い帯のような形で配置されており、東西に伸びたことについては少なくとも評価していますが、現在、広域避難場所として定められているスペースと比較すると、はるかに狭いです。</p> <p>賑わいゾーンでテーマパークをするから、それ以外使わないという着想ではなく、災害時には複合的な意味から、賑わいゾーンを住民や地域の方々が避難する場所として確保し、避難場所としての設備を用意するということが必要だと思います。</p> <p>先ほどの自然を残すことに関する質問でも観光・賑わい地区は相沢川の環境を残すことは難しいというようにテーマパークありきのような回答をされていました。そのようなテーマパークありきの考え方を見直す必要があるのではないかとというのが今日出ている意見の多くだと思います。その意味で、特に現状、災害時の広域避難場所になっているスペースは守っていただきたいです。仮にテーマパークができたとしても複合的な形で、平常時はテーマパーク、災害時は広域避難場所として機能するという考え方に切り換えていただきたいと思います。</p>	<p>広域避難場所の考え方については、今後調整していく段階なので、ご意見として承らせていただき、将来、土地利用者と可能な範囲で検討していくことになります。(区画整理事業者より説明)</p>

表 2-3(12) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A (再質問)	その他	新交通	<p>新交通システムの環境評価について、地域住民としてすごく気になっていますが、一体、いつ行われるのかを教えてくださいたいです。</p>	<p>新交通システムの環境影響評価については、現在、方法書の手続きが終わっている段階です。今回は土地区画整理事業として準備書の準備が整ったので、説明会を開催しているところです。新交通の具体的な説明時期については決まっていますが、詳細設計を進め、具体的な内容が決まった段階で、改めて準備書という形で説明させていただければと思います。(区画整理事業者より説明)</p>
I	区画整理	手続全般	<p>1,100ページにも及ぶ方法書を作られています、その前提となるのが都市計画事業の計画内容だと思います。そのうち、テーマパークが未定で、上瀬谷ラインの計画についても未定です。その状態で方法書はできていますが、この2つが未定のまま準備書に進むことはあるのでしょうか。</p>	<p>今回、説明しているのは土地区画整理事業で、道路整備や宅地造成をするまでが本事業の内容で、そこまでの環境影響評価となっています。</p> <p>テーマパークについては、規模により環境影響評価の対象になった場合、環境影響評価が今後、実施される予定です。</p> <p>上瀬谷ラインについては、具体的に計画がまとまった段階で準備書の手続きに入っていくこととなります。</p>

表 2-4(1) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	区画整理	土壌汚染	鉛等で汚染された土壌が、56 か所あることがわかっています。汚染された土壌は除去が基本と考えるがどうなっていますか。	現在、国が土地を保有していることから、国に撤去を求めているところです。ただ、土地区画整理事業は来年度以降の工事着手を予定しており、スケジュール上、土壌汚染物質が残っている場合は、掘削除去だけではなく、封じ込め等も含めて、土壌汚染対策法に基づいて適切に対応することを考えています。もし市が撤去する場合も、撤去費の負担は国に求めていく考えです。
	区画整理	事業計画	横浜市長選で市長が変わる場合、計画も変わる可能性はありますか。	地権者がおり、その中でまちづくりを進めています。また2027年の国際園芸博覧会は、国で閣議了解されています。現時点では、国際園芸博覧会に向けて、基盤整備、まちづくりを進めていく考え方に変更はありません。
B	区画整理	予測及び評価	<p>「予測及び評価の結果の概要」で、「影響があると予測される。」または「影響は小さいと予測される。」という文言に対して、「事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。」という文言が繰り返されていますが、目標値がなければ、何を評価し、何に対してOKかNGかという判定が下せないと思います。事業者が目標値を明示しないと、事業者がただ「出来るだけやりました。」と言え、結局なにもしなければいけないでも良いという話になります。</p> <p>資料6ページ「大気質」のような項目は、定量的に出せるけれど、数値、グラフ、表がない項目については全部、数字が具体的にはないところで判断をするという理解でよろしいですか。</p> <p>事後調査についても、調査をしてなにを判定し、どのようなフィードバックをかけようとしているのか、なにも書かれていません。ただ調査しました、事業者にお任せしましたとしか受け取れないような文面が繰り返されているのがすごく気になったので、そこについて具体的な答えを求めたいと思います。</p>	<p>本日の資料には細かく書けていない部分がありまして、大変申し訳ございません。準備書には細かく書いてあるのですが、なかなか準備書を見るのは大変かと思しますので、概略を説明させていただきます。</p> <p>環境基準値がある項目は、その数字を目標にしています。例えば、資料6ページ「大気質」の「建設機械の稼働」で、二酸化窒素の予測値は0.048です。環境基準は0.04～0.06の範囲内又はそれ以下、横浜市環境目標値は0.04という数字で、これを目指します。環境基準値に入っていれば、評価上は問題ないと考えられますが、現況の数字がある中でプラスされていきますので、プラスの分の対策を含め、環境保全措置として、「新しい排出ガス対策型の建設機械の使用」、「工事工程の平準化」等を行うことにより、少しでも環境影響を低減しようという取り組みを記載しています。</p> <p>環境基準値がない項目は、定性的に判断しています。環境保全措置を取り組むことによって、環境影響が少なくなるという予測のもと、低減が図られることから、影響が少ないと記載しています。</p> <p>水質、地下水、動植物関係等、予測が難しい項目や不確実な項目は、事後調査を設けています。また、これから審査会を通して、有識者の方からも色々と意見を伺い、明らかになってくる部分はあると思います。</p>



旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書
 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書
 説明会開催のお知らせ

「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書」及び「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、その内容について説明会を開催します。

1 説明会の概要

●会場及び日程

日時	会場	定員
7月16日(金)	瀬谷公会堂 瀬谷区ニツ橋町 190番地	先着 220名
7月17日(土)		
7月19日(月)	旭公会堂 旭区鶴ヶ峰一丁目 4番地12	先着 170名

【瀬谷区】



【旭区】



●新型コロナウイルス感染防止対策について

- 当説明会は、国の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施します。
- ご来場にあたりマスク着用、手洗い消毒、体温測定、ソーシャルディスタンスの確保などのご協力をお願いします。
- 入場前に検温し、37.5℃以上の発熱がある場合は入場をお断りします。
- 保健所等の公的機関による調査の対応を行うため、受付で氏名、連絡先を記入していただきます。
- その他会場内では、職員の指示に従ってください。
- 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、開催方法等が変更となったり、中止させていただく可能性があります。最新情報は下記のホームページよりご確認ください。

●その他

- 申し込みは不要です。当日、会場へお越しください。
- 当日は、説明後、質疑応答の時間を設けます。
- 手話通訳を御希望の方は当日受付でお申しつけください。
- 瀬谷公会堂、旭公会堂は有料駐車場を御利用いただけますが、台数に限りがありますので、公共交通機関の御利用にご協力をお願いします。

2 説明動画の配信について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での説明内容と同様の「説明動画」をインターネット上で公開します。インターネットをご利用いただける方は、是非こちらをご利用下さい。

●公開日時及び公開先について

事業名	公開日時	公開先
土地区画整理事業	7月9日(金) 午前9時から 8月10日(火) 午後5時まで	【建築局都市計画課ホームページ】 横浜市 都市計画 環境影響評価 <input type="button" value="検索"/>
公園整備事業		【環境創造局公園緑地整備課ホームページ】 横浜市 上瀬谷公園 <input type="button" value="検索"/>

【問い合わせ先】

<土地区画整理事業の説明会について>

横浜市建築局都市計画課 TEL: 045-671-2657 FAX: 045-550-4913

<土地区画整理事業の準備書について>

横浜市都市整備局上瀬谷整備推進課 TEL: 045-671-2061 FAX: 045-550-4098

<公園整備事業の方法書及び説明会について>

横浜市環境創造局公園緑地整備課 TEL: 045-671-4615 FAX: 045-671-2724



旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書の概要及び縦覧のお知らせ

「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」（以下、「区画整理事業」とします。）について、環境影響評価法に基づく「環境影響評価準備書」（以下、「準備書」とします。）を作成しましたので、その概要と縦覧についてお知らせします。

1 都市計画対象事業の概要

区画整理事業は市街地開発事業として都市計画に定めることから、環境影響評価法第38条の6第1項の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

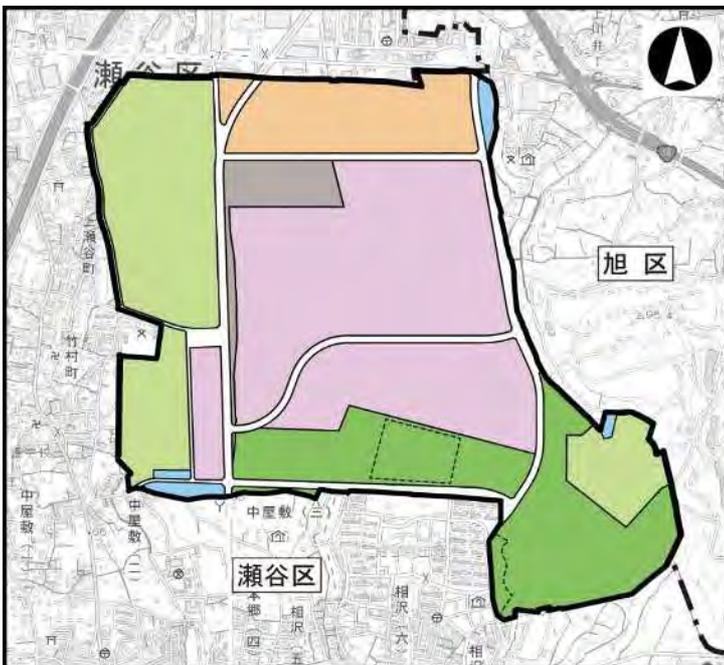
都市計画決定権者の名称 並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 林 文子 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
都市計画対象事業の名称	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
都市計画対象事業の種類、規模	土地区画整理事業 面積：約248.5ha
対象事業実施区域	横浜市旭区上川井町地内、同瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目地内

2 都市計画対象事業の計画内容

旧上瀬谷通信施設地区は、神奈川県横浜市旭区と瀬谷区にまたがり、東名高速道路や一般国道16号（保土ヶ谷バイパス）等に近接している、首都圏でも貴重な広大な土地です。

対象事業実施区域は面積約248.5haで、全体的にほぼ平坦な地形で、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性や道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を目指します。また、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地区画整理の手法を用いて土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行います。

■土地利用計画図



凡例

対象事業実施区域	交通施設用地
農業振興地区	道路
観光・賑わい地区	調整池(地上式)
物流地区	公益的施設内調整池(地下式)
公益的施設用地(公園・防災等用地)	

- 旭区と瀬谷区それぞれに「農業振興地区」を配置し、新たな都市農業モデルとなる拠点の形成を図ります。
- 「観光・賑わい地区」では、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わい拠点の形成を図ります。
- 「物流地区」では、広域的な幹線道路との近接性をいかし、新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点の形成を図ります。
- 「公益的施設用地」を配置し、国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点の形成を図ります。
- 「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の関連用地として「交通施設用地」を配置します。

■土地利用面積

土地利用地区	面積	割合
農業振興地区※1	約53.4 ha	約21.5%
観光・賑わい地区	約89.8 ha	約36.1%
物流地区	約23.1 ha	約9.3%
公益的施設用地 (公園・防災等用地)※2	約47.2 ha	約19.0%
交通施設用地	約7.7 ha	約3.1%
調整池	約3.5 ha	約1.4%
道路等	約23.8 ha	約9.6%
合計	約248.5 ha	100.0%

※1：面積には、農業振興地区に整備する農道を含みます。

※2：面積には、公園内に整備する調整池を含みます。

注：関係機関との協議及び詳細設計により数値は変更となる可能性があります。

■都市計画対象事業に係る公共施設の配置



①道路計画

区画整理事業の実施に伴い、区域内道路1号から3号を整備し、環状4号線の南区間については、現状の2車線から4車線に拡幅整備を行う計画です。

道路の概要

No.	名称	車線数	幅員	全長
1	区域内道路1号	2	26m	約 2,650m
2	区域内道路2号	2	26m	約 930m
3	区域内道路3号	2	26m	約 1,180m
4	環状4号線 (南区間)	4	31m	約 1,160m
5	環状4号線 (北区間)	4	25m	約 320m

注：関係機関との協議により、数値は変更になる可能性があります。

②排水施設計画

大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの流域が主な流域であり、流域の浸水防止のために必要となる調整池を各流域に1箇所以上配置する計画です。

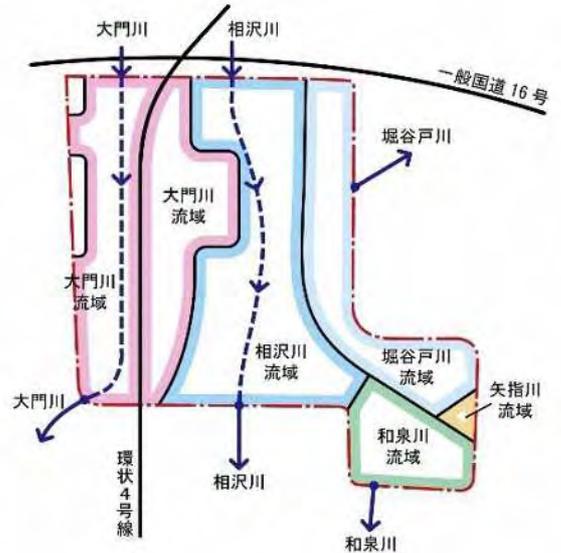
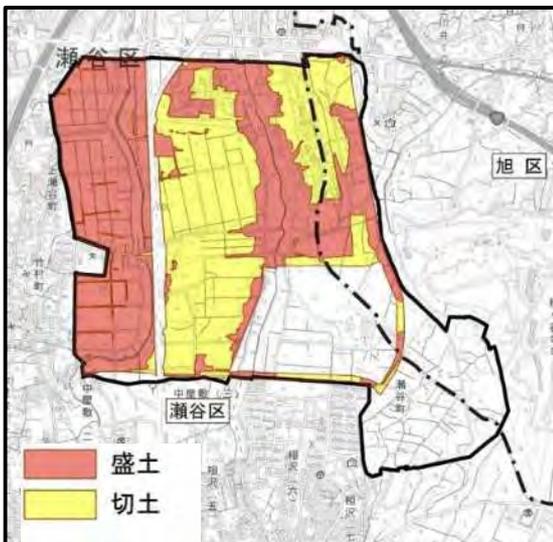
また、相沢川と大門川については、切り直しを行い改修する計画です。なお、河川の構造については、現況ではコンクリート三面張りですが、土地区画整理事業完了時には暗渠となる計画です。

凡 例

- 対象事業実施区域
- 農業振興地区
- 観光・賑わい地区
- 物流地区
- 公益的施設用地（公園・防災等用地）
- 交通施設用地
- 調整池（地上式）— 調整池1、2、5、6
- 公益的施設内調整池（地下式）— 調整池3、4
- 相沢川切り直し
- 大門川切り直し
- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

■造成工事計画

盛土、切土を行わない箇所についても整地は行うため、全改変となります。



流域の状況

調整池の容量及び集水区域面積

名称	流域	集水区域面積 (ha)	調整池容量 (m ³)
調整池1	堀谷戸川	約 36.6	約 26,400
調整池2	堀谷戸川	約 7.9	約 5,700
調整池3	相沢川	約 81.8	約 58,900
調整池4	和泉川	約 21.2	約 15,200
調整池5	大門川	約 57.0	約 41,000
調整池6	大門川	約 33.7	約 24,300

注：関係機関との協議により、数値は変更になる可能性があります。

■工事工程

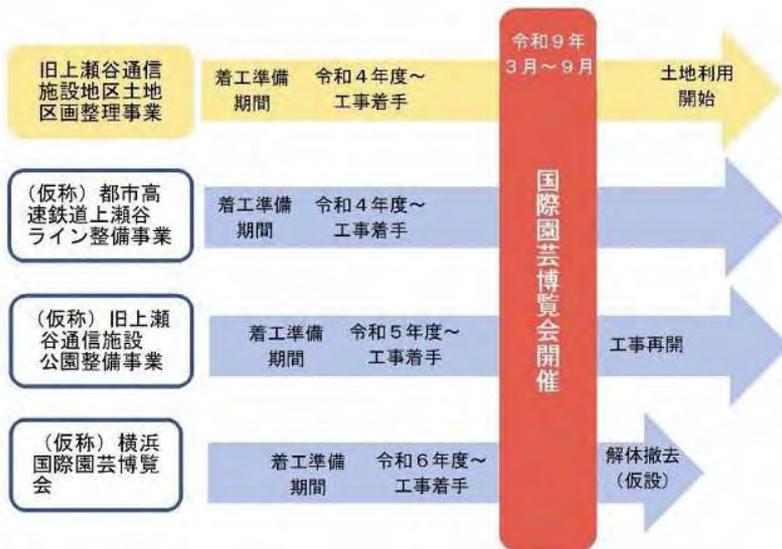
米軍施設の既設建築物、既設工作物の撤去工事を行いながら、農業振興地区、観光・賑わい地区、物流地区、公益的施設用地等の造成、道路、調整池等を整備する計画で、工事期間は概ね54か月を予定しています。

工種	累計月	1～6	7～12	13～18	19～24	25～30	31～36	37～42	43～48	49～54
米軍施設撤去工事		■								
準備工事		■								
土工事		■					■	■	■	■
調整池工事		■					■			
擁壁工事				■	■	■	■	■	■	■
下水道工事			■			■	■	■	■	■
道路工事					■	■	■	■	■	■
河川切り回し工事		■								
後片付け										■

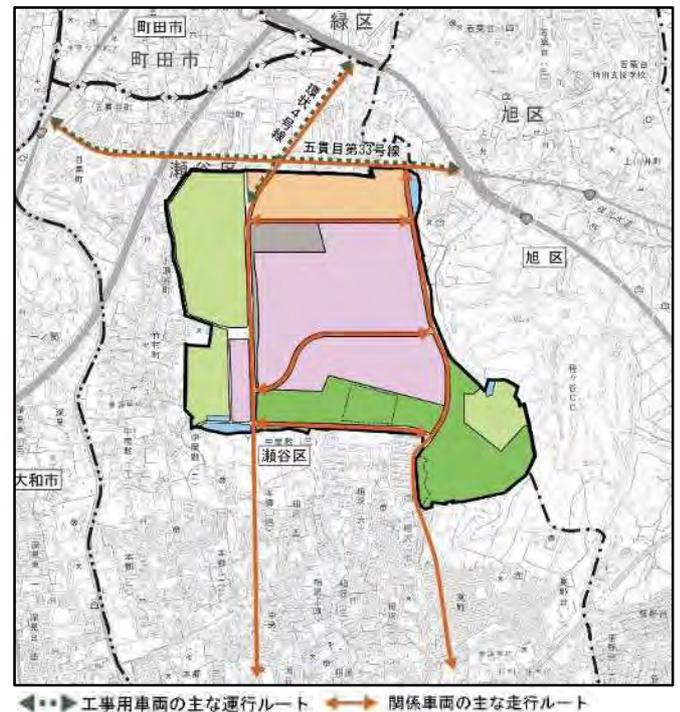
注：土工事には、土壤汚染対策工事を含まます。

■今後のスケジュール

都市計画や環境影響評価の手続等を行い、令和4年度から工事に着手する予定です。



■工所用車両及び関係車両のルート



■環境保全の配慮に係る検討の経緯

①グリーンインフラの検討状況

地区全体における「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向け、令和2年度から検討を行いました。令和2年度は、農業振興地区、道路、公益的施設用地（公園・防災等用地）において、どのようなグリーンインフラが展開できるか検討を行いました。

令和3年度は、令和2年度にて行った検討内容をもとに、観光・賑わい地区や物流地区も含めた地区全体でのグリーンインフラの展開について、引き続き検討を行っていきます。

グリーンインフラの検討内容

	農業振興地区	道路	公益的施設用地
環境保全・改善	・既存の表土（黒土、赤土）の再利用 ・畑地かんがい施設の整備による農業生産性の向上	・既存木の残置や移植による利活用 ・公園の緑や農地との連続性の確保	・草地の一部保全 ・既存木の残置、活用
防災・減災	・傾斜改善による雨水の保水・浸透機能の向上と土砂流出の抑制 ・透水性・保水性舗装の活用	・透水性・保水性舗装の活用 ・雨水浸透柵等の活用 ・雨水貯留浸透基盤の活用	・災害時における広域的な防災拠点
景観	・傾斜改善による農景観の保全	・緑の連続性や新しい桜並木等の創出による緑景観の保全・創出	・広大な草地の景観の保全・創出
グリーンコミュニティ	・賑わい施設などと連携した農作物の収穫体験	・道路付帯地の緑化によるコミュニティ空間の創出	・自然や生物と触れ合えるコミュニティ空間の創出

②海軍道路の桜並木の検討状況

植樹から40年近く経ち、老木化していることや、海軍道路の4車線拡幅により、現状の桜並木を残すことが困難なことから、令和3年7月以降に、海軍道路の沿道関係者及び区民の方で構成する「(仮称)海軍道路の桜並木に関する懇談会」を立ち上げ、意見交換を行っていきます。

③工事による環境影響の低減化の検討

工事計画の策定にあたり、配慮書及び方法書の記載内容及び環境保全の見地からの意見等を踏まえ、環境影響低減化に配慮した工事計画としました。

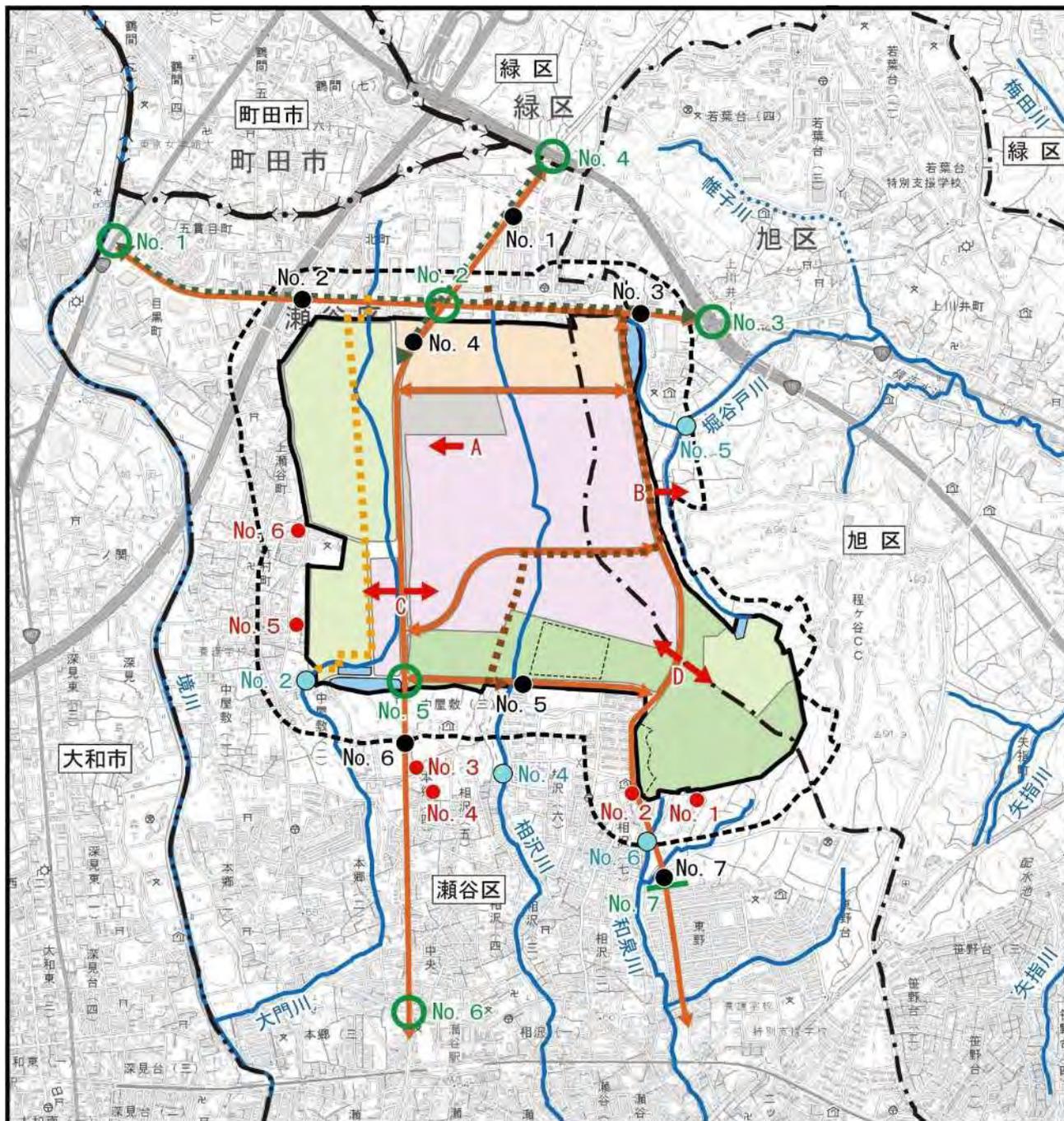
3 環境影響評価手法の概要

■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
				雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び建設機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素			○	○			○
			浮遊粒子状物質			○	○			○
			粉じん等			○	○			
		騒音	騒音			○	○			○
		振動	振動			○	○			○
	水環境	水質(地下水の水質を除く。)	水の濁り		○					
			水の汚れ		○					
		底質	公共用水域の底質			○				
		地下水	地下水の水質						○	
			その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量			○			○
			河川の形態、流量						○	
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						×	
地盤		地盤の安定性(土地の安定性)						○		
土壌		土壌汚染			○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物(水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地			○				○	
		植物	重要な種及び群落			○			○	
	生態系	地域を特徴づける生態系			○				○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		○	○	
環境への負荷の量の程度	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○					
	温室効果ガス	温室効果ガス			○	○			○	
その他の項目	地域社会	交通混雑				○			○	
		歩行者の安全				○			○	
	文化財等	文化財等			○					

○：改正主務省令別表第一で参考項目とされている環境要素(以下、「参考項目」といいます。(網掛け部分))の中から選定した項目
 ◎：参考項目ではないが選定した項目(市条例指針に基づく項目を含む。)
 ×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目

■ 主な予測地点

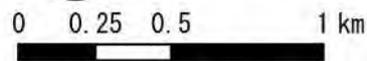


凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 動植物調査範囲（舗装地等人工変地は調査範囲から除く）
- 農業振興地区
- 観光・賑わい地区
- 物流地区
- 公益的施設用地（公園・防災等用地）
- 交通施設用地
- 道路
- 調整池（地上式）
- 公益的施設内調整池（地下式）
- 相沢川切り回し
- 大門川切り回し
- 工事用車両の主な運行ルート
- 関係車両の主な走行ルート
- 大気、騒音、振動の予測地点
- 水質（水の濁り）の予測地点



1:25,000



- 主要な眺望景観の予測地点
- ← 圍繞景観の予測地点（矢印の方向にパノラマ撮影）
- 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）

4 予測及び評価の結果並びに環境保全措置

1. 大気質

予測及び評価結果の概要		環境保全措置														
建設機械の稼働	<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、排出ガス量最大期における最大寄与濃度出現地点において、環境基準値を下回りますが、二酸化窒素については、横浜市環境目標値との整合が図られていないことから、環境保全措置を行うことにより、環境影響の低減に努めます。</p> <p>【最大濃度出現地点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>環境基準</th> <th>横浜市環境目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.048</td> <td>0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>【最大濃度出現地点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.052</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	日平均値の年間98%値	環境基準	横浜市環境目標値	二酸化窒素 (ppm)	0.048	0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下	0.04	項目	日平均値の年間2%除外値	環境基準	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.052	0.10	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい排出ガス対策型の建設機械の使用 ・工事工程の平準化 ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 ・建設機械の点検、整備を徹底
	項目	日平均値の年間98%値	環境基準	横浜市環境目標値												
	二酸化窒素 (ppm)	0.048	0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下	0.04												
項目	日平均値の年間2%除外値	環境基準														
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.052	0.10														
<p>粉じん等については、工事最盛期における季節別濃度が参考値を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <p>【最大着地濃度出現地点における季節別平均値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> <th>参考値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降下ばいじん量 (t/km²/月)</td> <td>5.7</td> <td>6.3</td> <td>9.6</td> <td>8.9</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	春季	夏季	秋季	冬季	参考値	降下ばいじん量 (t/km ² /月)	5.7	6.3	9.6	8.9	10	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事における転圧、散水等 ・工事用道路における転圧、鉄板敷設等 ・工事工程の平準化 			
項目	春季	夏季	秋季	冬季	参考値											
降下ばいじん量 (t/km ² /月)	5.7	6.3	9.6	8.9	10											
工事用車両の運行	<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、工事用車両の運行による影響が最大となる時期において、環境基準値及び横浜市環境目標値を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>環境基準</th> <th>横浜市環境目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.032266 ~0.035794</td> <td>0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.049683 ~0.050001</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	日平均値の年間98%値	環境基準	横浜市環境目標値	二酸化窒素 (ppm)	0.032266 ~0.035794	0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下	0.04	項目	日平均値の年間2%除外値	環境基準	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.049683 ~0.050001	0.10	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい排出ガス規制適合型の車両の使用 ・工事工程の平準化 ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 ・工事用車両の点検、整備を徹底
	項目	日平均値の年間98%値	環境基準	横浜市環境目標値												
	二酸化窒素 (ppm)	0.032266 ~0.035794	0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下	0.04												
項目	日平均値の年間2%除外値	環境基準														
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.049683 ~0.050001	0.10														
<p>粉じん等については、工事用車両の運行による影響が最大となる時期における季節別濃度が参考値を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> <th>参考値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降下ばいじん量 (t/km²/月)</td> <td>0.1 ~2.2</td> <td>0.1 ~2.0</td> <td>0.1 ~3.2</td> <td>0.1 ~3.4</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	春季	夏季	秋季	冬季	参考値	降下ばいじん量 (t/km ² /月)	0.1 ~2.2	0.1 ~2.0	0.1 ~3.2	0.1 ~3.4	10	<ul style="list-style-type: none"> ・車両のタイヤ洗浄 ・出入口付近における散水、清掃等 			
項目	春季	夏季	秋季	冬季	参考値											
降下ばいじん量 (t/km ² /月)	0.1 ~2.2	0.1 ~2.0	0.1 ~3.2	0.1 ~3.4	10											
関係車両の走行	<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、環境基準値及び横浜市環境目標値を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>環境基準</th> <th>横浜市環境目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.031510 ~0.033218</td> <td>0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.049638 ~0.049766</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	日平均値の年間98%値	環境基準	横浜市環境目標値	二酸化窒素 (ppm)	0.031510 ~0.033218	0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下	0.04	項目	日平均値の年間2%除外値	環境基準	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.049638 ~0.049766	0.10	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進
	項目	日平均値の年間98%値	環境基準	横浜市環境目標値												
	二酸化窒素 (ppm)	0.031510 ~0.033218	0.04~0.06 の範囲内 又はそれ以下	0.04												
項目	日平均値の年間2%除外値	環境基準														
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.049638 ~0.049766	0.10														

2. 騒音

予測及び評価結果の概要		環境保全措置								
建設機械の稼働	<p>騒音に係る工事最盛期における最大値出現地点において、特定建設作業の規制基準値を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <p>【最大値出現地点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>特定建設作業規制基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械からの騒音レベル (L_{A5}) (dB)</td> <td>69</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	特定建設作業規制基準値	建設機械からの騒音レベル (L _{A5}) (dB)	69	85	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型建設機械の採用 ・工事工程の平準化 ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 ・建設機械の点検、整備を徹底 		
	項目	予測結果	特定建設作業規制基準値							
建設機械からの騒音レベル (L _{A5}) (dB)	69	85								
工車用車両の運行	<p>工車用車両最大運行時において、八王子街道や環状4号線沿線の一部の地点で道路端において環境基準値を上回ることから、環境保全措置を行うことにより、環境影響の低減に努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工車用車両の運行に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)</td> <td>65.9~73.5</td> <td>65以下又は70以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	環境基準値	工車用車両の運行に伴う騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)	65.9~73.5	65以下又は70以下	<ul style="list-style-type: none"> ・工事工程の平準化 ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 		
	項目	予測結果	環境基準値							
工車用車両の運行に伴う騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)	65.9~73.5	65以下又は70以下								
関係車両の走行	<p>道路端における騒音レベル (L_{Aeq}) の予測結果は、八王子街道沿線など一部の地点で環境基準値を上回ることから、環境保全措置を行うことにより、環境影響の低減に努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関係車両の走行に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)</td> <td>昼間 64.6~72.9</td> <td>60以下、65以下 又は70以下</td> </tr> <tr> <td>夜間 57.9~72.9</td> <td>55以下、60以下 又は65以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	環境基準値	関係車両の走行に伴う騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)	昼間 64.6~72.9	60以下、65以下 又は70以下	夜間 57.9~72.9	55以下、60以下 又は65以下	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進
	項目	予測結果	環境基準値							
関係車両の走行に伴う騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)	昼間 64.6~72.9	60以下、65以下 又は70以下								
	夜間 57.9~72.9	55以下、60以下 又は65以下								

3. 振動

予測及び評価結果の概要		環境保全措置								
建設機械の稼働	<p>振動に係る工事最盛期における最大値出現地点において、特定建設作業の規制基準値を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <p>【最大値出現地点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>特定建設作業規制基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械からの振動レベル (L₁₀) (dB)</td> <td>61</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	特定建設作業規制基準値	建設機械からの振動レベル (L ₁₀) (dB)	61	75	<ul style="list-style-type: none"> ・低振動型建設機械の採用 ・工事工程の平準化 ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 ・建設機械の点検、整備を徹底 		
	項目	予測結果	特定建設作業規制基準値							
建設機械からの振動レベル (L ₁₀) (dB)	61	75								
工車用車両の運行	<p>工車用車両最大運行時において、要請限度を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>要請限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工車用車両の運行に伴う振動レベル (L₁₀) (dB)</td> <td>昼間 47.6~58.9</td> <td>昼間 65以下又は70以下</td> </tr> <tr> <td>夜間 46.2~56.4</td> <td>夜間 60以下又は65以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	要請限度	工車用車両の運行に伴う振動レベル (L ₁₀) (dB)	昼間 47.6~58.9	昼間 65以下又は70以下	夜間 46.2~56.4	夜間 60以下又は65以下	<ul style="list-style-type: none"> ・工事工程の平準化 ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底
	項目	予測結果	要請限度							
工車用車両の運行に伴う振動レベル (L ₁₀) (dB)	昼間 47.6~58.9	昼間 65以下又は70以下								
	夜間 46.2~56.4	夜間 60以下又は65以下								
関係車両の走行	<p>道路端における振動レベル (L₁₀) の予測結果は要請限度を下回ることから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>要請限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関係車両の走行に伴う振動レベル (L₁₀) (dB)</td> <td>昼間 46.0~53.3</td> <td>昼間 65以下又は70以下</td> </tr> <tr> <td>夜間 44.8~52.7</td> <td>夜間 60以下又は65以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	要請限度	関係車両の走行に伴う振動レベル (L ₁₀) (dB)	昼間 46.0~53.3	昼間 65以下又は70以下	夜間 44.8~52.7	夜間 60以下又は65以下	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進
	項目	予測結果	要請限度							
関係車両の走行に伴う振動レベル (L ₁₀) (dB)	昼間 46.0~53.3	昼間 65以下又は70以下								
	夜間 44.8~52.7	夜間 60以下又は65以下								

4. 水質

予測及び評価結果の概要		環境保全措置																																										
雨水の排水	<p>【水の濁り】 日常的な降雨時では、仮設調整池出口でのSS濃度は市条例の基準値を十分に下回っています。 現況で環境基準を超えている堀谷戸川を除き、放流先河川の環境基準以下となります。堀谷戸川についても、現況濃度を悪化させるものではなく、日常的な降雨においては、都市計画対象事業の造成工事時の雨水の排水に起因する環境基準値の超過はないものと予測します。 さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内である限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">処理施設</th> <th rowspan="2">流域</th> <th rowspan="2">現況のSS濃度 (mg/L)</th> <th colspan="2">仮設調整池の出口でのSS濃度 (mg/L)</th> <th colspan="2">放流先河川下流でのSS濃度 (mg/L)</th> </tr> <tr> <th>予測結果</th> <th>市条例基準値</th> <th>予測結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設調整池1</td> <td>堀谷戸川</td> <td rowspan="2">305</td> <td>6</td> <td rowspan="6">70</td> <td rowspan="2">105</td> <td rowspan="2">25 以下</td> </tr> <tr> <td>仮設調整池2</td> <td>堀谷戸川</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>仮設調整池3</td> <td>相沢川</td> <td>35</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>100 以下</td> </tr> <tr> <td>仮設調整池4</td> <td>和泉川</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>27</td> <td>100 以下</td> </tr> <tr> <td>仮設調整池5</td> <td>大門川</td> <td rowspan="2">74</td> <td>9</td> <td rowspan="2">53</td> <td rowspan="2">100 以下</td> </tr> <tr> <td>仮設調整池6</td> <td>大門川</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>※仮設調整池の位置は、公共施設として整備する調整池の位置と一致します。</p>	処理施設	流域	現況のSS濃度 (mg/L)	仮設調整池の出口でのSS濃度 (mg/L)		放流先河川下流でのSS濃度 (mg/L)		予測結果	市条例基準値	予測結果	環境基準	仮設調整池1	堀谷戸川	305	6	70	105	25 以下	仮設調整池2	堀谷戸川	6	仮設調整池3	相沢川	35	9	15	100 以下	仮設調整池4	和泉川	23	28	27	100 以下	仮設調整池5	大門川	74	9	53	100 以下	仮設調整池6	大門川	28	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出防止柵の設置 ・造成箇所の速やかな転圧 ・造成法面の速やかな植栽または養生シートの設置 ・凝集剤の使用 ・モニタリングによる水質の監視
	処理施設				流域	現況のSS濃度 (mg/L)	仮設調整池の出口でのSS濃度 (mg/L)		放流先河川下流でのSS濃度 (mg/L)																																			
予測結果		市条例基準値	予測結果	環境基準																																								
仮設調整池1	堀谷戸川	305	6	70	105	25 以下																																						
仮設調整池2	堀谷戸川		6																																									
仮設調整池3	相沢川	35	9		15	100 以下																																						
仮設調整池4	和泉川	23	28		27	100 以下																																						
仮設調整池5	大門川	74	9		53	100 以下																																						
仮設調整池6	大門川		28																																									
	<p>【水の汚れ】 アルカリ排水対策、汚染土壌の拡散防止措置、適正な規模の仮設調整池の設置等の実施により、雨水の排水に伴う水の汚れへの影響は小さいものと考えられます。さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内である限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置 ・有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用 ・モニタリングによる水質の監視 																																										

5. 底質

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
造成工事の	<p>アルカリ排水対策、汚染土壌の拡散防止措置、適正な規模の仮設調整池の設置等の環境保全措置の実施により、造成工事の実施による底質への影響は小さいものと考えられます。さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内である限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置 ・有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用

6. 地下水

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
敷地の存在(土地の改変)	<p>汚染土壌については土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき汚染拡散防止措置を講じることから、地下水の水質への影響は小さいものと考えられます。環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内である限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置 ・有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用 ・モニタリングによる地下水の水質の監視

7. その他の水環境に係る環境要素

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
湧水の流量		
造成工事の実施	帯水層を遮断するような連続的な切土等による土地の改変は行わないことから、湧水の起源となっている帯水層への影響は小さいものと考えられます。一方、調整池2が設置されること等を踏まえると、造成により、湧水の環境には影響があると予測されます。堀谷戸川付近の湧水地点は、対象事業実施区域に接する小水路の脇の地点であり、区域内道路1号の盛土部に近接しているため、湧水源の直接改変の回避を図るなど、施工に十分配慮することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ・造成後裸地の早期緑化による地中浸透量の確保 ・モニタリングによる湧水の流量の監視
敷地の存在(土地の改変)	対象事業実施区域南東部には、現況の環境に配慮した土地利用がなされ、かつ、地下水の汲み上げは行わないことから、湧水の流量への影響は小さいものと考えられます。一方、堀谷戸川付近の湧水地点については区域内道路や観光・賑わい地区に隣接しているため、涵養源への影響が考えられます。これらについて、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ・透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保 ・湧水環境の創出 ・モニタリングによる湧水の流量の監視
河川の形態、流量		
敷地の存在(土地の改変)	<p>【河川の形態】</p> <p>対象事業実施区域内においては、河川の形態が大幅に変更されますが、対象事業実施区域の外側については河川の形態は保全されます。また、それぞれの流域ごとに、下流部には適正な規模の調整池を設置し、大雨時における河川流量の著しい増大防止が図られることから、周辺河川の形態への影響は小さいと予測されます。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <p>【河川の流量】</p> <p>調整池からの放流により、河川流量への影響はありますが、調整池の放流量は各放流先河川の許容放流量以下となっています。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保 ・モニタリングによる河川流量の監視

8. 地盤

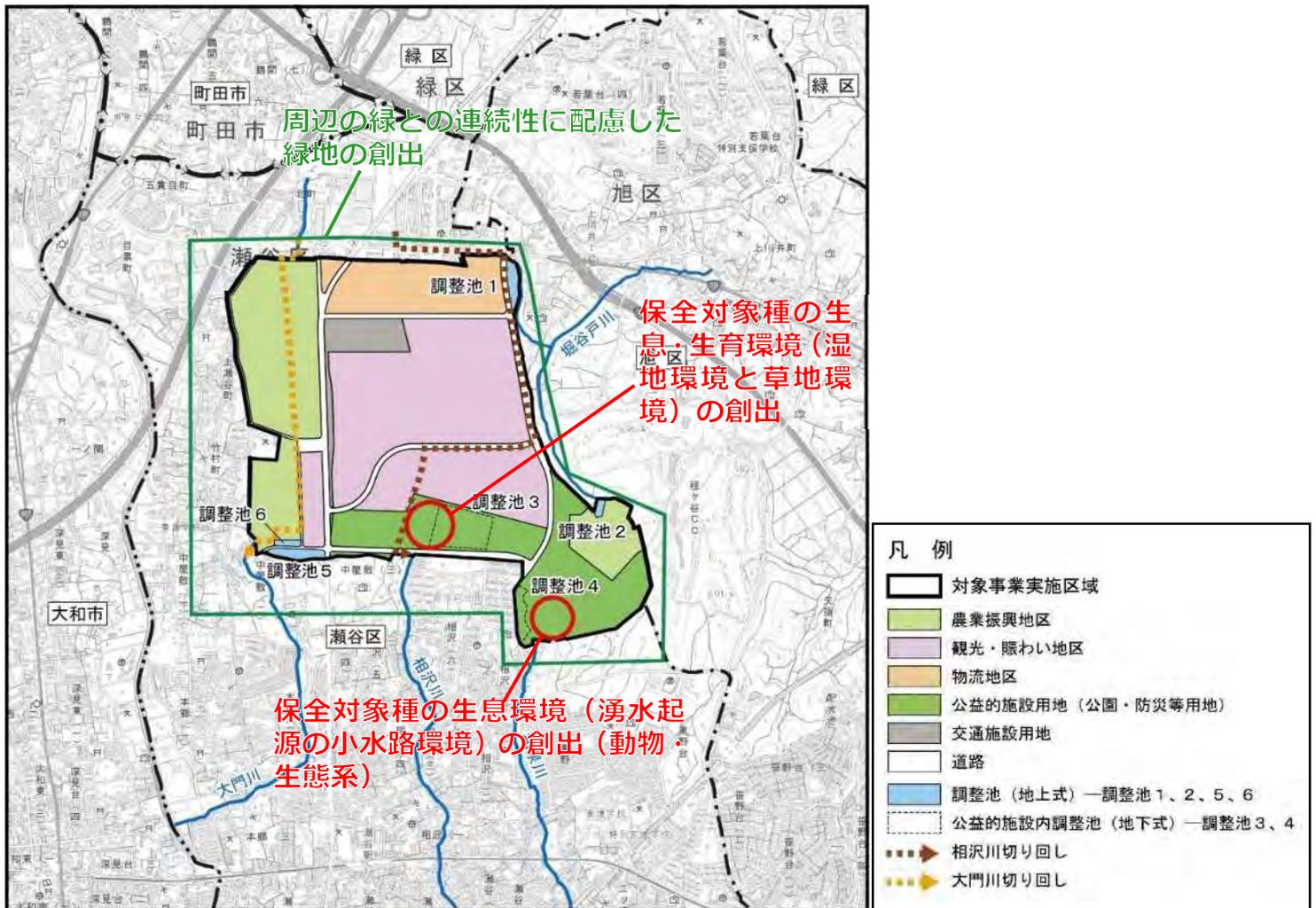
予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
敷地の存在(土地の改変)	宅地造成等規制法等に適合した計画とし、「土砂災害特別警戒区域」の指定解除のため、法面の傾斜度 30 度未満、傾斜地の高さ 5m 未満とする計画であることから、斜面の安定性は確保されると予測します。また、土砂災害特別警戒区域の指定が全て解除されるような対策を講じるため、現状と比べて地盤の安定性に係る環境影響は低減されると予測します。さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な斜面・擁壁の角度の維持 ・土砂災害特別警戒区域への適切な対応

9. 土壌汚染

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置						
造成工事の実施	<p>国による対応に加え、事業者による造成時においては、造成工事の内容を踏まえた適切な環境保全措置を講じること、汚染土壌の運搬、処理・処分にあたっては、関係ガイドラインに準じ、運搬経路や処分先における土壌汚染の拡散防止対策を適切に講じることから、事業者により実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <p><掘削除去を行う場合に場外搬出される土量></p> <table border="1"> <tr> <td>表層及び深度方向 2m までの範囲における汚染土壌を全量場外排出するものと想定した場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染土壌(ほぐし)</td> <td>13,000 m³</td> </tr> <tr> <td>1日当たりの場外搬出車両台数</td> <td>7.2 台/日</td> </tr> </table>	表層及び深度方向 2m までの範囲における汚染土壌を全量場外排出するものと想定した場合		汚染土壌(ほぐし)	13,000 m ³	1日当たりの場外搬出車両台数	7.2 台/日	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事の内容を踏まえた適切な措置 ・予期せぬ廃棄物等が確認された場合における「建設工事遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」による適切な対応 ・モニタリングによる、河川水及び地下水の水質の監視
表層及び深度方向 2m までの範囲における汚染土壌を全量場外排出するものと想定した場合								
汚染土壌(ほぐし)	13,000 m ³							
1日当たりの場外搬出車両台数	7.2 台/日							

10. 動物、11. 植物、12. 生態系

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
敷地の存在（土地の改変） 造成工事の実施	<p>■動物 現地調査によって確認された重要な種及び注目すべき種（一般鳥類 20種（フクロウを含む）、猛禽類7種、両生類2種、爬虫類5種、昆虫類20種、魚類3種、底生動物1種、陸産貝類1種）に対して、「生息環境への影響がある」または「生息環境への影響が大きい」と予測した種は41種でした。これらについて、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出（動物・生態系） ・保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出 ・工事中の保全対象種の調査（動物・生態系） ・保全対象種の個体の移動（動物・生態系） ・保全対象種の移植・播種（植物） ・逃避経路の確保と工事の分散化（動物・生態系） ・作業時間の順守（動物・生態系） ・工事従事者への講習・指導 ・外来種の拡大抑制（植物・生態系） ・周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出
	<p>■植物 現地調査によって確認された重要な種及び注目すべき種（維管束植物（種子植物及びシダ植物）12種、付着藻類3種、蘚苔類1種）に対して、「生息環境への影響がある」または「生息環境への影響が大きい」と予測した種は13種でした。これらについて、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	
	<p>■生態系 地域を特徴づける生態系である「低地の樹林・畑地・草地の生態系」に対して、工事の実施による影響が大きいと予測しました。「湿性低地・河川の生態系」に対しては、工事の実施または土地又は工作物の存在及び供用による影響が大きいと予測しました。これらについて、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	



環境保全措置の実施想定場所

13. 景観

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
敷地の存在 構造物の存在 (土地の改変)	<p>主要な眺望点については、直接的改変は実施しないことから、改変による影響はないと予測します。</p> <p>景観資源については、対象事業実施区域内の緑農地域や海軍道路沿いの桜並木が消失します。</p> <p>主要な眺望景観については、現地調査を行った6地点のいずれも影響は小さいと予測します。</p> <p>困繞景観については、乾性草地域における普遍価値の自然性、固有価値の固有性等が、敷地の存在時、構造物の存在時では、低く変化すると予測されます。</p> <p>これらについて、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地等の保全に配慮した土地利用計画 ・緑地の創出 ・桜並木等の創出 ・遠景の眺望に配慮した将来の土地利用計画

【フォトモンタージュによる景観予測の例】

現況



敷地の存在時



構造物の存在時



No. 2地点（瀬谷みはらし公園）からの眺望景観

現況



敷地の存在時



構造物の存在時



D地点から北西方向の乾性草地域をパノラマ写真撮影した困繞景観

14. 人と自然との触れ合いの活動の場

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
敷地の存在（土地の改変）	海軍道路の桜並木と鎌倉古道北コースに改変があると予測します。海軍道路の桜並木、及び鎌倉古道北コース、瀬谷市民の森及び上川井市民の森に快適性の変化があると予測します。このうち、瀬谷市民の森と上川井市民の森については、隣接する対象事業実施区域は、公的施設用地として計画されているため、快適性の変化の程度は小さいと予測します。さらに、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桜並木等の創出 ・ 緑地の創出
関係車両の走行	瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、鎌倉古道北コース、武相国境・緑の森コースに利用性の変化があると予測します。これらについて、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の利用促進 ・ 車両の効率的な利用促進 ・ 安全運転の啓蒙

15. 廃棄物等

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置																				
造成工事の実施	<p>産業廃棄物の分別・適正処理及び建設発生土の場内利用の適切な環境保全措置を行うことから、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">< 産業廃棄物 ></td> <td colspan="2">< 建設発生土 ></td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>産業廃棄物 (t)</td> <td>区分</td> <td>土工量 (m³)</td> </tr> <tr> <td>発生量</td> <td>約 26,500</td> <td>切土量</td> <td>約 2,816,000</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>約 2,000</td> <td>盛土量</td> <td>約 2,104,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>残土量</td> <td>約 712,000</td> </tr> </table>	< 産業廃棄物 >		< 建設発生土 >		区分	産業廃棄物 (t)	区分	土工量 (m ³)	発生量	約 26,500	切土量	約 2,816,000	最終処分量	約 2,000	盛土量	約 2,104,000			残土量	約 712,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の分別・適正処理 ・ 建設発生土の場内利用
< 産業廃棄物 >		< 建設発生土 >																				
区分	産業廃棄物 (t)	区分	土工量 (m ³)																			
発生量	約 26,500	切土量	約 2,816,000																			
最終処分量	約 2,000	盛土量	約 2,104,000																			
		残土量	約 712,000																			

16. 温室効果ガス

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置						
工事用車両の稼働	<p>環境保全措置を行うことから、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">温室効果ガス排出量 (tCO₂/期間)</td> </tr> <tr> <td>建設機械</td> <td>約 18,800</td> </tr> <tr> <td>工事用車両</td> <td>約 14,400</td> </tr> </table>	温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /期間)		建設機械	約 18,800	工事用車両	約 14,400	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械や工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用 ・ 建設機械や工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底した、省エネ運転 ・ 建設機械や工事用車両の点検、整備の徹底
温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /期間)								
建設機械	約 18,800							
工事用車両	約 14,400							
関係車両の走行	<p>環境保全措置を行うことから、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">温室効果ガス排出量 (tCO₂/期間)</td> </tr> <tr> <td>関係車両</td> <td>約 71,700</td> </tr> </table>	温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /期間)		関係車両	約 71,700	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の利用促進 ・ 車両の効率的な利用促進 		
温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /期間)								
関係車両	約 71,700							

17. 地域社会

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置																																																				
交通混雑																																																						
<p>工事用車両の運行により、一部の交差点で限界需要率を上回ることから、環境保全措置を行うことにより、環境影響の低減に努めます。</p> <p>■平日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事用車両の走行 台数(台/時)</th> <th colspan="3">交差点需要率</th> <th rowspan="2">限界 需要率</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>工事中</th> <th>増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型車 31~94</td> <td>0.502</td> <td>0.513</td> <td>0.000</td> <td>0.847</td> </tr> <tr> <td>小型車 43~129</td> <td>~0.793</td> <td>~1.114</td> <td>~0.321</td> <td>~0.913</td> </tr> </tbody> </table> <p>■休日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事用車両の走行 台数(台/時)</th> <th colspan="3">交差点需要率</th> <th rowspan="2">限界 需要率</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>工事中</th> <th>増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型車 31~94</td> <td>0.313</td> <td>0.374</td> <td>0.000</td> <td>0.829</td> </tr> <tr> <td>小型車 43~129</td> <td>~0.680</td> <td>~0.959</td> <td>~0.347</td> <td>~0.900</td> </tr> </tbody> </table>	工事用車両の走行 台数(台/時)	交差点需要率			限界 需要率	現況	工事中	増加分	大型車 31~94	0.502	0.513	0.000	0.847	小型車 43~129	~0.793	~1.114	~0.321	~0.913	工事用車両の走行 台数(台/時)	交差点需要率			限界 需要率	現況	工事中	増加分	大型車 31~94	0.313	0.374	0.000	0.829	小型車 43~129	~0.680	~0.959	~0.347	~0.900	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両運行ルート分散 ・運行時間帯の管理 ・工事用車両の計画的な運行 ・一般道での待機、路上駐車抑制 ・通勤車両の抑制 																	
工事用車両の走行 台数(台/時)		交差点需要率				限界 需要率																																																
	現況	工事中	増加分																																																			
大型車 31~94	0.502	0.513	0.000	0.847																																																		
小型車 43~129	~0.793	~1.114	~0.321	~0.913																																																		
工事用車両の走行 台数(台/時)	交差点需要率			限界 需要率																																																		
	現況	工事中	増加分																																																			
大型車 31~94	0.313	0.374	0.000	0.829																																																		
小型車 43~129	~0.680	~0.959	~0.347	~0.900																																																		
<p>関係車両の走行に伴う交通混雑は、全ての交差点で限界需要率を下回りました。</p> <p>瀬谷地内線の単路部においても、交通容量比は1を下回りますが、現況と比較すると交通容量比が増えることから、環境保全措置を行います。これにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <p>■平日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">交差点需要率</th> <th rowspan="2">限界 需要率</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>供用時</th> <th>増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.508</td> <td>0.302</td> <td>-0.398</td> <td>0.864</td> </tr> <tr> <td>~0.793</td> <td>~0.774</td> <td>~0.211</td> <td>~0.931</td> </tr> </tbody> </table> <p>■休日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">交差点需要率</th> <th rowspan="2">限界 需要率</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>供用時</th> <th>増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.338</td> <td>0.260</td> <td>-0.400</td> <td>0.864</td> </tr> <tr> <td>~0.680</td> <td>~0.731</td> <td>~0.170</td> <td>~0.931</td> </tr> </tbody> </table> <p>■瀬谷地内線単路部における交通容量比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th></th> <th>可能交通 容量 (台/時)</th> <th>ピーク時 流入交通量 (台/時)</th> <th>交通容量比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現況</td> <td>平日</td> <td>1,663</td> <td>302</td> <td>0.182</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1,646</td> <td>229</td> <td>0.139</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">供用時</td> <td>平日</td> <td>1,423</td> <td>809</td> <td>0.569</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1,492</td> <td>689</td> <td>0.462</td> </tr> </tbody> </table>	交差点需要率			限界 需要率	現況	供用時	増加分	0.508	0.302	-0.398	0.864	~0.793	~0.774	~0.211	~0.931	交差点需要率			限界 需要率	現況	供用時	増加分	0.338	0.260	-0.400	0.864	~0.680	~0.731	~0.170	~0.931	時期		可能交通 容量 (台/時)	ピーク時 流入交通量 (台/時)	交通容量比	現況	平日	1,663	302	0.182	休日	1,646	229	0.139	供用時	平日	1,423	809	0.569	休日	1,492	689	0.462	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進 ・関係車両の入出庫経路分散 ・一般道での待機、路上駐車抑制
交差点需要率			限界 需要率																																																			
現況	供用時	増加分																																																				
0.508	0.302	-0.398	0.864																																																			
~0.793	~0.774	~0.211	~0.931																																																			
交差点需要率			限界 需要率																																																			
現況	供用時	増加分																																																				
0.338	0.260	-0.400	0.864																																																			
~0.680	~0.731	~0.170	~0.931																																																			
時期		可能交通 容量 (台/時)	ピーク時 流入交通量 (台/時)	交通容量比																																																		
現況	平日	1,663	302	0.182																																																		
	休日	1,646	229	0.139																																																		
供用時	平日	1,423	809	0.569																																																		
	休日	1,492	689	0.462																																																		
歩行者・自転車の安全																																																						
<p>工事用車両の主な走行ルートである八王子街道、環状4号線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されていること等により、歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。</p> <p>さらに、環境保全措置を行うことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行ルート、搬入時間及び法定制限速度の厳守 ・安全教育の徹底 ・工事計画の周知徹底 ・迂回ルートの設定時に対する配慮 ・交通誘導員による誘導 																																																					
<p>関係車両の主な走行ルートである八王子街道、環状4号線及び上瀬谷第172号線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されていること等により、歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。</p> <p>さらに、環境保全措置を行うことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進 ・安全運転の啓蒙 ・交通誘導員による誘導 																																																					

18. 文化財等

予測及び評価の結果の概要		環境保全措置
造成工事の実施	<p>切土工事の範囲には埋蔵文化財包蔵地はほとんど存在しておらず、埋蔵文化財包蔵地が存在する範囲では盛土工事を主に行うため、埋蔵文化財包蔵地への影響は少ないものと考えられます。</p> <p>なお、造成工事の実施にあたっては、事前に関係機関と協議を行います。その上で文化財等（埋蔵文化財等）が確認された場合は、関係機関に直ちに届出を行い、協議により必要な措置を行ったうえで造成工事を行うことから、造成工事の実施による文化財等への影響は小さいものと考えられます。</p> <p>さらに、環境保全措置を行うことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切な施工計画 「文化財保護法」への適切な対応

■事後調査

環境影響評価項目		環境影響要因	事後調査の項目
水質	水の濁り	雨水の排水	・浮遊物質（SS）
	水の汚れ	雨水の排水	・「水質汚濁に係る環境基準について」別表1に掲げる27項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類
地下水		敷地の存在（土地の改変）	・地下水の水質の状況（「地下水の水質に係る環境基準について」に定める28項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類）
その他の水環境	湧水	造成工事敷地の存在（土地の改変）	・湧水の流量（水温、気温、電気伝導率等も併せて調査）
	河川の形態、流量	敷地の存在（土地の改変）	・河川の流量
動物		造成工事、敷地の存在（土地の改変）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における保全対象種の生息状況 ・工事の完了後における保全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。
植物		造成工事、敷地の存在（土地の改変）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における保全対象種の生育状況 ・工事の完了後における保全対象種の生育状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。
生態系		造成工事、敷地の存在（土地の改変）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における保全対象種の生息状況 ・工事の完了後における保全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。
地域社会	交通混雑	工事用車両の運行	・交差点交通量
文化財等		造成工事の実施	・周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況

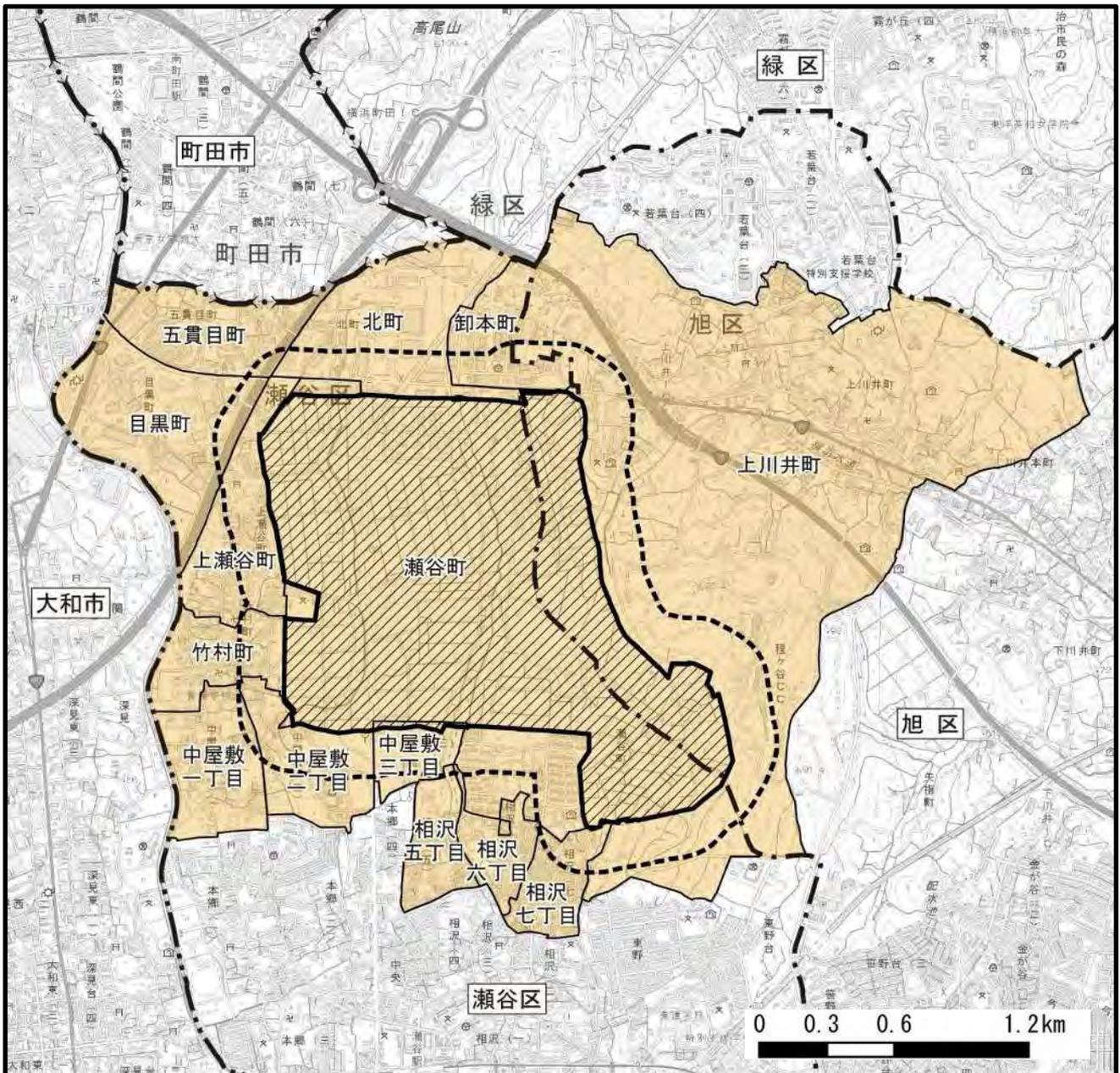
■総合評価

調査、予測及び評価の結果を踏まえて、環境保全措置を適切に実施することで、環境への影響については実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、回避又は低減が困難な場合においては、代償措置が実施されることで、環境の保全について適切な配慮がなされていると評価します。

以上を総合的に評価すると、都市計画対象事業の実施による環境影響は、事業者の実行可能な範囲で、できる限りの低減が図られるものと評価します。

5 準備書対象地域

準備書対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、環境影響を受けるおそれがある範囲を踏まえて、次の通り設定しました。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市界
-  区界
-  区域境界から200m圏
-  対象地域

騒音、振動等の影響を考慮し、対象事業実施区域から約200m圏にかかる町丁の全域としました。

【瀬谷区】瀬谷町、北町、五貫目町、目黒町、上瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、卸本町、相沢五丁目、相沢六丁目、相沢七丁目

【旭 区】上川井町

また、区画整理事業の方法書の周知範囲を踏まえ、下記の地域にも周知を行います。

【瀬谷区】本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、本郷四丁目、相沢一丁目、相沢三丁目、相沢四丁目、中央、瀬谷二丁目、瀬谷三丁目、瀬谷四丁目、瀬谷五丁目、瀬谷六丁目

6 準備書の縦覧、閲覧及び意見書の提出について

準備書について、下記のとおり縦覧を行います。準備書はどなたでもご覧になれます。

また、準備書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、以下に示す期間中に意見書を提出することができます。

あわせて、一部の図書館において準備書の閲覧ができます。詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

■準備書の縦覧について

期間	令和3年6月25日（金）から令和3年8月10日（火）まで ※土・日・祝日除く
場所及び時間	①横浜市建築局都市計画課（中区本町6丁目50番地の10：市庁舎25階） 午前8時45分から午後5時15分まで ②横浜市環境創造局環境影響評価課（中区本町6丁目50番地の10：市庁舎28階） 午前8時45分から午後5時15分まで ③旭区役所区政推進課広報相談係（旭区鶴ヶ峰一丁目4番地の12 旭区総合庁舎） 午前8時45分から午後5時00分まで ④瀬谷区役所区政推進課広報相談係（横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地 瀬谷区総合庁舎） 午前8時45分から午後5時00分まで

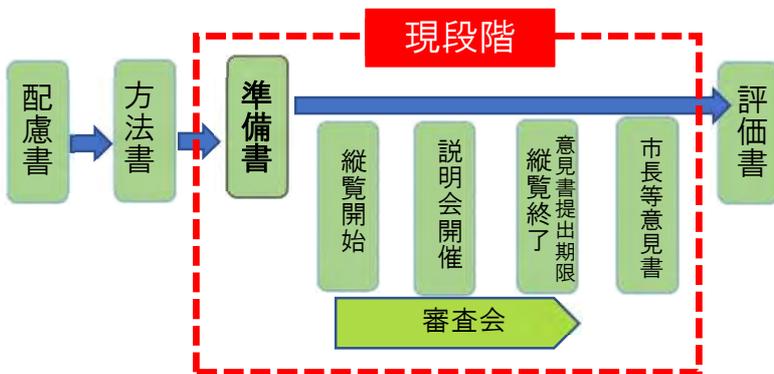
※併せて、都市計画法に基づき都市計画案の縦覧も行います。

■意見書の提出について

期間	令和3年6月25日（金）から令和3年8月10日（火）まで ※土・日・祝日除く
提出方法	①又は②の方法で提出して下さい。 ①意見書用紙に記入して、以下の提出先へ持参または郵送（当日消印有効）にて提出 ※縦覧場所窓口で意見書用紙を配布しております。 提出先：横浜市建築局都市計画課（中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階） ②横浜市ホームページ（横浜市建築局都市計画課）から電子申請で提出 <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <input type="text" value="横浜市 都市計画 環境影響評価"/> <input type="button" value="検索"/> <div style="margin-left: 20px;">  </div> </div> または、右のQRコードより、ホームページにアクセスしてください。

7 環境影響評価手続きの流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続きを通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続きの流れは次のとおりで、現在は準備書の段階となります。



<配慮書>

事業の計画を立案するにあたり、環境の保全について配慮すべき事項について検討を行い、その内容を記載したもの

<方法書>

環境の事前調査及び影響の予測・評価をする項目や調査・予測の手法などを記載したもの

<準備書>

方法書等に基づき、環境の事前調査及び影響の予測・評価をした結果などを記載したもの

<評価書>

市長等や住民の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加え、最終的な環境影響評価の結果を記載したもの

8 お問い合わせ先

■都市計画手続について

横浜市 建築局 都市計画課
 TEL：045-671-2657 / FAX：045-550-4913
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎25階）

■準備書及び事業計画の内容について

横浜市 都市整備局 上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室 上瀬谷整備推進課
 TEL：045-671-2061 FAX：045-550-4098
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎29階）

■環境影響評価制度について

横浜市 環境創造局 環境影響評価課
 TEL：045-671-2495 / FAX：045-663-7831
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎28階）

5 方法書の縦覧及び意見書の提出について

本事業の方法書は、下表のとおり縦覧を行います。方法書はどなたでもご覧になれます。
また、方法書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、以下に示す期間中に意見書を提出することができます。
あわせて、一部の図書館において方法書の閲覧ができます。詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

■方法書の縦覧について

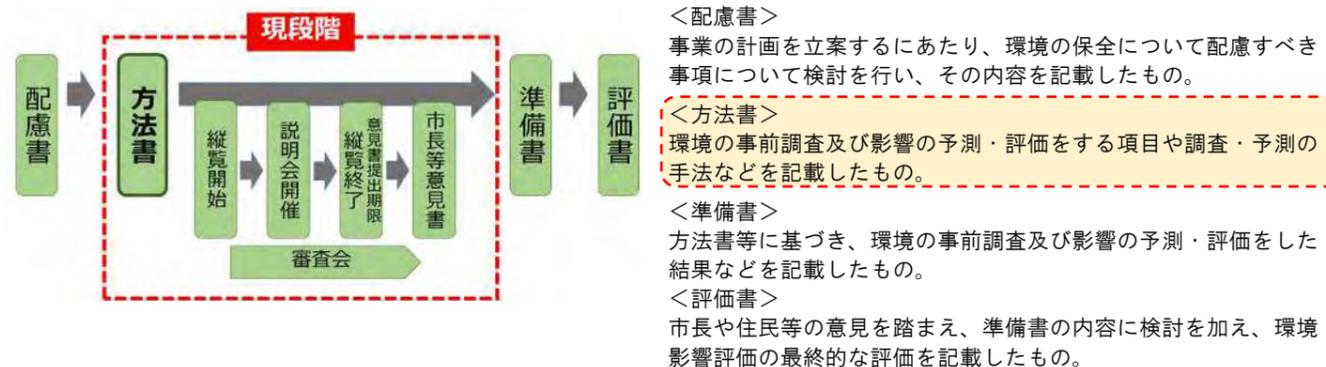
期間	令和3年6月25日(金)から令和3年8月10日(火)まで ※土・日・祝日を除く
場所	①環境創造局環境影響評価課（中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階） ②瀬谷区役所区政推進課広報相談係（瀬谷区二ツ橋町190番地） ③旭区役所区政推進課広報相談係（旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12）
時間	午前8時45分～午後5時（①は午後5時15分まで）

■意見書の提出について

期間	令和3年8月10日(火)まで ※土・日・祝日を除く
提出方法	AまたはBの方法で提出してください。 A：意見書用紙に記入して、以下の提出先へ持参または郵送（当日消印有効）にて提出 ※縦覧場所窓口で意見書用紙を配布しております。 提出先：環境創造局環境影響評価課（中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階） B：横浜市ホームページ（環境創造局環境影響評価課）から電子申請で提出 横浜市 環境アセスメント 上瀬谷公園 検索 または、右のQRコードより、ホームページにアクセスください。

6 環境影響評価の手の流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続の流れは次のとおりで、現在は方法書の段階となります。



7 お問い合わせ先

＜方法書及び事業計画の内容について＞
横浜市 環境創造局 公園緑地整備課 TEL：045-671-4615 FAX：045-671-2724
＜環境影響評価制度について＞
横浜市 環境創造局 環境影響評価課 TEL：045-671-2495 FAX：045-663-7831

令和3年6月

（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書の概要及び縦覧のお知らせ

「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」（以下、「本事業」とします。）について、横浜市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価方法書」（以下、「方法書」とします。）を作成しましたので、その概要及び縦覧についてお知らせします。

1 対象事業の概要

本事業は旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施するものです。

事業者の氏名及び住所	名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 林 文子 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
対象事業の名称	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業
対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設： 都市公園の新設（第1分類事業） 敷地面積：約45.2ha 形質変更区域面積：約45.2ha
対象事業実施区域	横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町



2 対象事業の計画内容

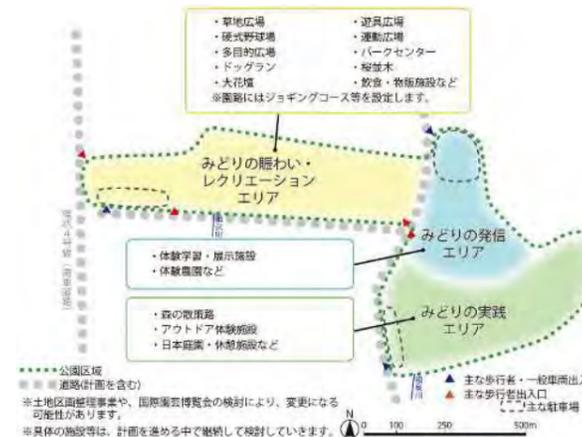
旧上瀬谷通信施設は、昭和20年に米軍により接收され、平成27年6月30日に全域が返還された約242ヘクタールの米軍基地の跡地です。

横浜市では、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的に、「公益的施設用地（公園・防災等用地）」の一部に広域公園を整備する計画としました。

対象事業実施区域のエリア構成については、現在の地形などをいかながら大きく3つのエリアを設定しました。

■エリア構成

エリア名	エリアの特徴	主な施設
みどりの賑わい・レクリエーションエリア	スポーツも含むレクリエーションやアウトドア活動、憩いの場となり、災害時は広域応援活動拠点ともなるエリア 公民連携により、公園の魅力や利用者サービス向上とともに街の賑わいにもつながる機能を配置	・草地広場 ・遊具広場 ・硬式野球場 ・運動広場 ・多目的広場 ・パークセンター ・ドッグラン ・桜並木 ・大花壇 ・飲食、物販施設など
みどりの発信エリア	自然体験や農体験などを通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルを発信するエリア	・体験学習・展示施設 ・体験農園 など
みどりの実践エリア	自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴やアウトドアの体験の場と地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行うエリア	・森の散策路 ・アウトドア体験施設 ・日本庭園・休憩施設 など



■今後のスケジュール

本事業は、令和元年度から令和4年度までの着工準備期間（環境影響評価等の手続、国との協議など）ののち令和5年度から整備を開始し、令和9年3月～9月に開催を想定している国際園芸博覧会時には整備を一時中断し、閉会后、整備を再開します。その後、段階的に整備しながら順次一部供用し、令和25年度頃に全面供用開始の予定です。



3 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、「横浜市環境影響評価技術指針」の「環境影響評価項目」を踏まえ、環境への影響を予測・評価する項目を9項目選定しました。

選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上で事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

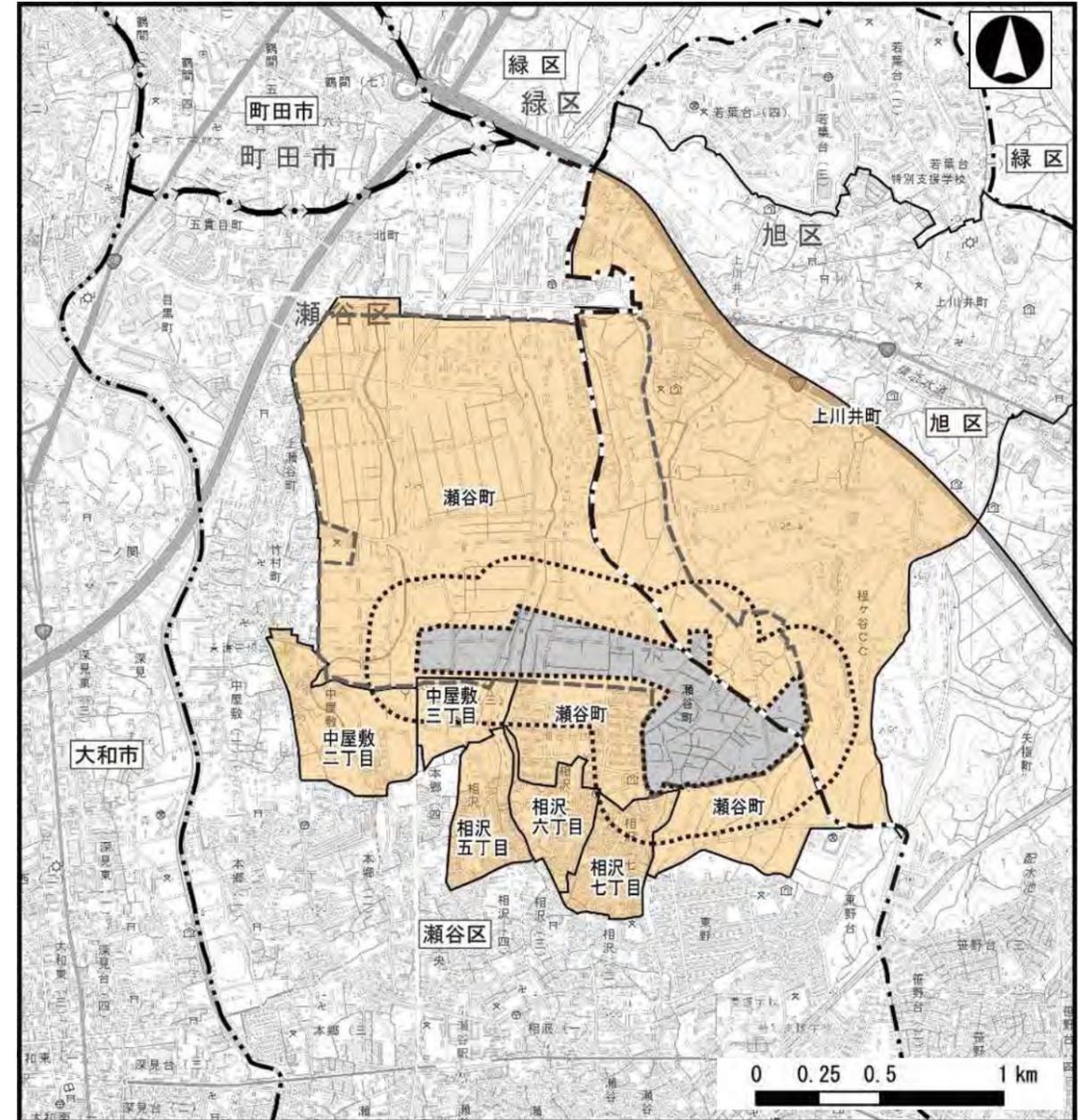
■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	細目	環境影響要因	区分		供用時				
				工事中			施設の存在		施設の供用	
				建設機械の稼働	工事用車両の走行	建設行為等	土地・施設の存在・変化	施設の運営	来園車両等の走行	
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	—	—	○	○	—	—	
		植物	植物	—	—	○	○	—	—	
		生態系	生態系	—	—	○	○	—	—	
	水循環	湧水の流量	—	—	○	○	—	—		
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	—	—	—	—	○	—		
		産業廃棄物	—	—	○	—	○	—		
		建設発生土	—	—	○	—	—	—		
	大気質	大気汚染	○	○	—	—	—	○		
	騒音	騒音	○	○	—	—	—	○		
	振動	振動	○	○	—	—	—	○		
快適な地域環境の確保	地域社会	交通混雑	—	○	—	—	—	○		
		歩行者の安全	—	○	—	—	—	○		
	景観	景観	—	—	—	○	—	—		
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	—	○	—	○	—	○		

[凡例] ○：選定した項目 —：選定しない項目

4 方法書対象地域

方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、環境影響を受けるおそれがある範囲を踏まえて、次のとおり設定しました。



<凡例>

- 対象事業実施区域 (Dotted line)
- 土地区画整理事業実施区域 (Dashed line)
- 敷地境界から200m圏 (Dotted line)
- 方法書対象地域 (Yellow shaded area)
- 都県界 (Thick solid line)
- 市界 (Thin solid line)
- 区界 (Dashed line)

動物、植物、生態系、騒音、振動の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域から約200m圏にかかる町丁の全域及び一部地域としました。

【瀬谷区】瀬谷町、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、相沢五丁目、相沢六丁目、相沢七丁目

【旭区】上川井町

上記方法書対象地域に加えて下記地域にも周知を行います。

瀬谷区竹村町、中屋敷一丁目、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、本郷四丁目、相沢一丁目、相沢三丁目、相沢四丁目、中央、瀬谷二丁目、瀬谷三丁目、瀬谷四丁目、瀬谷五丁目、瀬谷六丁目、目黒町、北町、五貫目町、上瀬谷町、卸本町、旭区上川井町の全域

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会を開催します

旧上瀬谷通信施設地区では土地区画整理事業の実施に向けて、環境影響評価の進められています。このたび、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書の縦覧及び説明会を行います。

1 事業概要

旧上瀬谷通信施設は、平成27年6月に返還された米軍施設の跡地です。

旧上瀬谷通信施設において、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を目指し、土地区画整理事業の実施に向けた検討を進めています。

【事業名】

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

【対象事業実施区域】

横浜市旭区上川井町地内、瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目地内

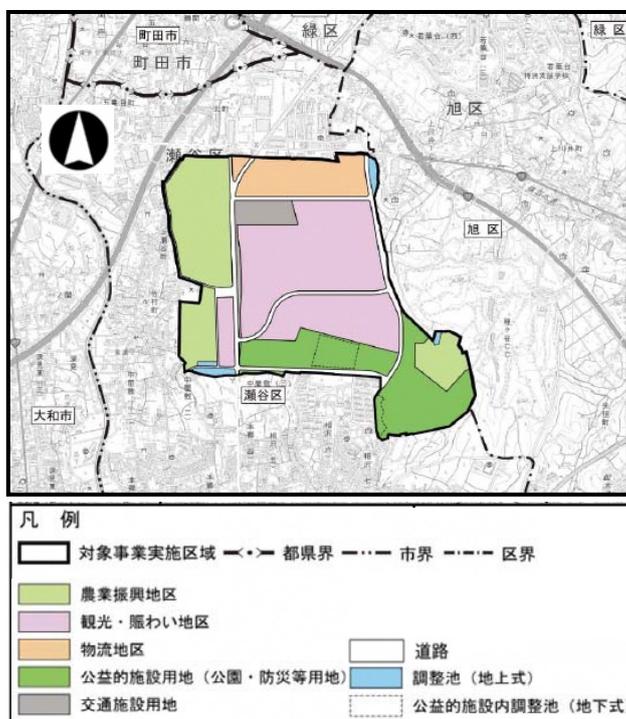
【面積】

約248.5ha

【事業主体】

横浜市

環境影響評価手続における土地利用計画図



2 環境影響評価準備書の縦覧

環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書の縦覧を行います。どなたでも自由にご覧いただけます。また、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

なお、併せて、都市計画法に基づき都市計画案の縦覧を行います。

詳細は、建築局都市計画課のホームページ（裏面QRコード）で御確認いただくか、建築局都市計画課まで御連絡ください。

【縦覧概要】

縦覧期間	令和3年6月25日（金）から8月10日（火）まで（土・日・祝日を除く）
縦覧場所	①建築局都市計画課（中区本町6丁目50番地の10 25階） ②環境創造局環境影響評価課（中区本町6丁目50番地の10 28階） ※②での縦覧は、環境影響評価準備書のみです。 ③瀬谷区区政推進課 広報相談係 ④旭区区政推進課 広報相談係
縦覧時間	8時45分から17時まで（①・②は17時15分まで）

3 環境影響評価準備書説明会の開催

○会場及び日程 ※各回とも説明内容は同じです。

日 程		会 場	定員 (先着)
7月16日(金)/17日(土)	18時～19時45分(予定)	瀬谷公会堂	220人
7月19日(月)	(17時45分開場)	旭公会堂	170人

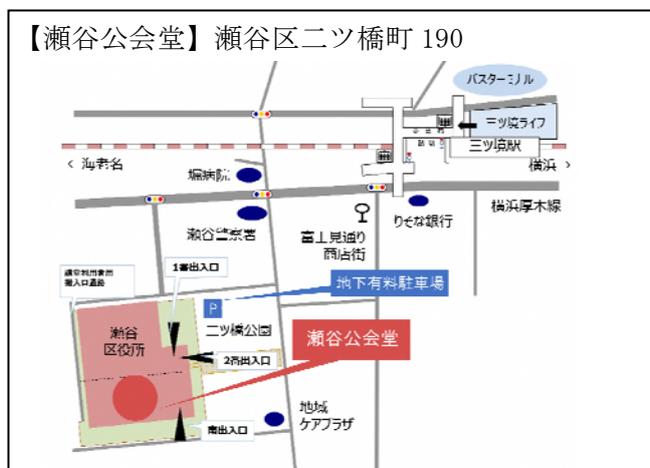
「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書の説明会」と合同で開催します。

○新型コロナウイルス感染防止対策について

- ・当説明会は、国の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施します。
- ・御来場にあたりマスク着用、手洗い消毒、体温測定、ソーシャルディスタンスの確保などについて御協力をお願いします。
- ・入場前に検温し、37.5℃以上の発熱がある場合は入場をお断りします。
- ・保健所等の公的機関による調査の対応を行うため、受付で氏名、連絡先を記入していただきます。
- ・その他、会場内では職員の指示に従ってください。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、開催方法等が変更となる可能性があります。
※最新情報は建築局都市計画課のホームページ(下記QRコード)で御確認ください。

○その他

- ・申し込みは不要です。当日直接お越しください。
- ・当日は、説明後、質疑応答の時間を設けます。
- ・手話通訳を御希望の方は当日受付でお申しつけください。
- ・瀬谷公会堂、旭公会堂ともに有料駐車場を御利用いただけますが、台数に限りがありますので、公共交通機関の御利用に御協力をお願いします。
- ・**説明会への取材を御希望される場合は、令和3年7月15日(木)17時までに、お問合せ先(都市整備局上瀬谷整備推進課)までお申込みください。**



○説明動画の配信について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場にお越しただかなくても、会場での説明と同様の説明を受けられるよう、「説明動画」をインターネット上で公開します。インターネットを御利用いただける方は、ぜひそちらを御利用ください。

動画公開期間：令和3年7月9日(金)9時から8月10日(火)17時まで

建築局都市計画課ホームページ

上瀬谷 環境影響評価準備書 説明会

検索



お問合せ先

(土地区画整理事業の準備書説明会に関すること)

建築局都市計画課長

立石 孝司 Tel 045-671-2663

(土地区画整理事業の準備書に関すること)

都市整備局上瀬谷整備推進課長

西岡 毅 Tel 045-671-4008

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を開催します

旧上瀬谷通信施設では公園整備事業の実施に向けて、環境影響評価の進め方を進めています。
このたび、横浜市環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を行います。

1 事業概要

旧上瀬谷通信施設は、平成27年6月に返還された米軍施設の跡地です。

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業は旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施するものです。

【事業名】

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業

【対象事業実施区域】

横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町

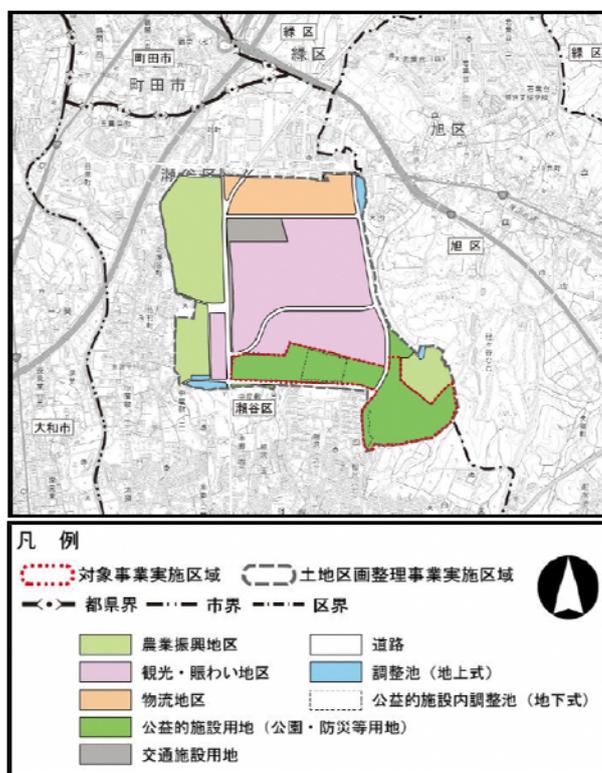
【面積】

約45.2ha

【事業主体】

横浜市

環境影響評価手続における土地利用構成



2 環境影響評価方法書の縦覧

横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価方法書を作成し、次の場所において縦覧を行います。どなたでも自由にご覧いただけます。また、縦覧期間中に意見書を提出することができます。詳細は、環境創造局環境影響評価課のホームページ(下記QRコード)で御確認ください。

環境創造局環境影響評価課ホームページ

横浜市 環境アセスメント 上瀬谷公園

検索



【縦覧概要】

縦覧期間	令和3年6月25日(金)から8月10日(火)まで(土・日・祝日を除く)
縦覧場所	①環境創造局環境影響評価課(中区本町6丁目50番地の10 28階) ②瀬谷区区政推進課 広報相談係(瀬谷区二ツ橋町190番地) ③旭区区政推進課 広報相談係(旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12)
縦覧時間	8時45分~17時(①は17時15分まで)

裏面あり

3 環境影響評価方法書説明会の開催

○会場及び日程 ※各回とも説明内容は同じです。

日 程		会 場	定員 (先着)
7月16日(金)/17日(土)	18時～19時45分(予定)	瀬谷公会堂	220人
7月19日(月)	(17時45分開場)	旭公会堂	170人

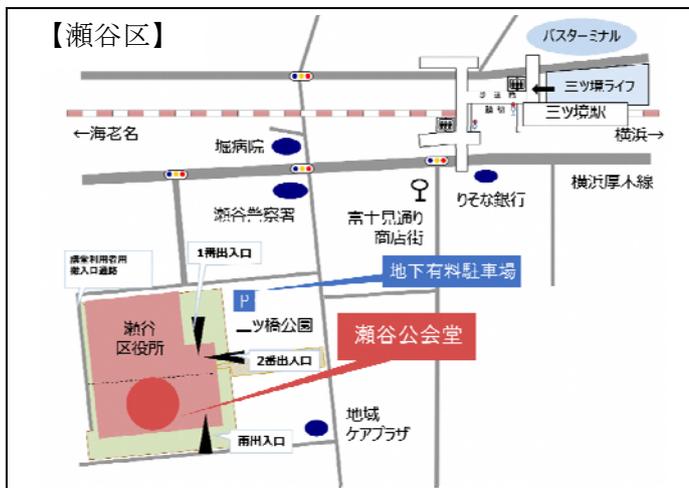
「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書の説明会」と合同で開催します。

○新型コロナウイルス感染防止対策について

- ・当説明会は、国の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施します。
- ・御来場にあたりマスク着用、手洗い消毒、体温測定、ソーシャルディスタンスの確保などについて御協力をお願いします。
- ・入場前に検温し、37.5℃以上の発熱がある場合は入場をお断りします。
- ・保健所等の公的機関による調査の対応を行うため、受付で氏名、連絡先を記入していただきます。
- ・その他、会場内では職員の指示に従ってください。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、開催方法等が変更となる可能性があります。
※最新情報は環境創造局公園緑地整備課のホームページ(下記QRコード)で御確認ください。

○その他

- ・申し込みは不要です。当日直接お越しください。
- ・当日は、説明後、質疑応答の時間を設けます。
- ・手話通訳を御希望の方は当日受付でお申しつけください。
- ・瀬谷公会堂、旭公会堂ともに有料駐車場を御利用いただけますが、台数に限りがありますので、公共交通機関の御利用に御協力をお願いします。
- ・**説明会への取材を御希望される場合は、令和3年7月15日(木)17時までに、都市整備局上瀬谷整備推進課(Tel 045-671-4008)までお申込みください。**



○説明動画の配信について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場にお越しいただかなくても、会場での説明と同様の説明を受けられるよう、「説明動画」をインターネット上で公開します。インターネットを御利用いただける方は、ぜひそちらを御利用ください。

動画公開期間：令和3年7月9日(金)9時から8月10日(火)17時まで

環境創造局公園緑地整備課

ホームページ

横浜市 上瀬谷公園

検索



お問合せ先

環境創造局公園緑地整備課上瀬谷担当課長

佐藤 智也 Tel 045-671-4614